

# 会議の経過

開議 午前 10時00分

令和7年6月6日（第2日目）

議長（高橋拓生君）

ただいまから令和7年平泉町議会定例会6月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日の一般質問に引き続き、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

通告5番、升沢博子議員、登壇質問願います。

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

通告5番、升沢博子でございます。

2日目となりまして、1番目ということで緊張しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従って質問をしてまいります。

質問事項第1、第3期子ども・子育て支援事業計画について。2番目、町営住宅の入居条件緩和について。この2つについて質問をいたします。

1つ目です。第3期子ども・子育て支援事業計画について。

新たに策定した第3期子ども・子育て支援事業計画は、国が策定した「子ども大綱」の方針や岩手県が策定した「いわてこどもプラン」に基づいた計画と思われます。そこで、策定に当たり、第2期計画を大きく見直した点があれば伺います。

2番目、子どもを取り巻く環境、社会情勢の変化から、子ども・若者を対象にした計画が重

要と思われますが、どのように考えるか伺います。

3番目、計画の中の「教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保」で示されております「架け橋プログラム」への取り組みについて伺います。

大きな2番目、町営住宅の入居条件の緩和について伺います。

高齢者介護施設の人材不足は深刻な状態となっております。介護現場の恒常的な人手不足の解消のために外国人の介護職員雇用が必要とされており、その住まいの確保のために町営住宅の入居条件の緩和の考えがないか、伺います。

以上、簡潔な答弁をよろしくお願ひいたします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

1番（3）の架け橋プログラムへの取り組みに関するご質問については、後ほど教育長より答弁いたします。

第3期子ども子育て支援事業計画についてのご質問がありました。初めに、策定に当たり第2期計画を大きく見直した点についてですが、本計画は国の基本指針に則して、子ども・子育て支援法において、5年を1期とする計画を策定することが義務づけられており、計画の中で、教育・保育、地域、子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっております。

そこで、計画策定におけるニーズ調査結果を基に、国から示された基本指針等に基づいて算出し、当町の地域特性を勘案しながら支援事業の量の見込みと提供体制を定めたところであり、具体には計画の第6章において、新たに、子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業などを加え、提供体制を前計画の11項目から20項目に大きく増やし、子育て支援事業に取り組んでいくものとしたところであります。

また、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化ってきており、子育てに対して不安や悩みを抱えて子育てに取り組んでいる世帯が多く、一方では、児童虐待や子どもの貧困など、子育てをめぐる課題は増大してきているところであります。

このような状況等を踏まえ、本計画においては、令和元年6月の子どもの貧困対策法改正により、市町村に対し策定の努力が課された「子どもの貧困対策についての市町村計画」についても、子どもや子育て世帯に関する重要な対策として一体的に策定し、子どもの貧困対策の推進などに取り組んでいく計画としたところであります。

次に、子ども・若者を対象にした計画の重要性についてですが、近年、子どもや若者に対する課題は深刻化し、子どもにおいては虐待やいじめ、不登校などに加え、発達・適応の課題や貧困など、若者においてはニートやひきこもりなどの社会的な自立をめぐる課題が指摘されており、従来の個別分野を超えた取り組みが必要であると認識しております。

国では、子どもや若者の育成支援施策の総合的な推進と、社会生活を円滑に営む上での困難

を抱える子どもや若者への支援のための地域ネットワークづくりを推進することを目的に、子ども・若者育成支援推進法を制定し、地方自治体や事業主などに対して支援計画の策定や関係機関による協議会の設置などを求めているところであります。

また、国の推進大綱では、計画の対象をおおむね30歳未満の者とし、施策によっては、社会を支えるための努力を続けている者や社会生活に困難を抱えている40歳未満の者も対象としているところがあります。

そこで、子ども・若者計画においては、子ども・若者の健やかな成長を支援する施策をはじめ、自立を支援する施策や社会で活躍できる環境整備、さらには困難を有する子供、若者やその家族への支援、地域における生育支援体制の整備に向けた支援など幅広い施策、対象年齢を踏まえ、総合的に推進していく必要性があることから、関係課、関係機関との協議や関連する計画との整合性を図りながら、今後対応してまいりたいと考えております。

続いて、町営住宅入居条件緩和についてのご質問がありました。

高齢者介護の人手不足解消のため、外国人の介護職員雇用による住まいの確保としての町営住宅の入居条件についてですが、町営住宅は住宅に困窮する低額所得者等の住居の安定確保をする目的のために建設、供給されおり、入居の条件が決められております。

しかしながら、特定の条件下では「目的外使用」が認められる場合があります。この「目的外使用」とは、当町の町営住宅に一定の空き戸が存在する場合において、災害時の被災者支援やDV被害者の保護、地域の活性化など、特定の目的に限り認められるものであります。現在、町営住宅の目的外使用としましては、町外から移住定住を推進するためのお試し居住体験や地域おこし協力隊の住まいの確保などが行われており、これにより、町営住宅ストックの有効活用を図っているところであります。

外国人介護職員雇用による住まいの確保については、現時点では検討は行ってはおりませんが、今後、町営住宅の空き戸の状況や目的外使用での有効的な施策等を総合的に判断してまいります。

私からは以上であります。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えします。

第3期子ども子育て支援事業計画の中の「教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保」で示されている「架け橋プログラム」への取り組みについて伺うとのご質問がありました。

「架け橋プログラム」は、幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図るもので、学びの連続性を保障する上で重要な取り組みであると認識しているところです。当町におきましては、県内でも比較的早い時期となる令和6年3月に「平泉町架け橋期のカリキュラム」を策定いたしました。

このカリキュラムでは、「言葉による伝え合い」をテーマに掲げ、子ども同士や先生とのつながり、遊びや学習内容とのつながりを深め、気づきを促す指導を通して、自分の思いや考えを言葉で伝えながら他者と関わることのできる子どもの育成を目指し、指導の充実を図っております。

さらに、当町では令和3年度より幼保小合同研修会を継続的に実施しております。昨年度は6月に小学校の授業参観、1月に幼稚園での保育体験を行い、教職員が子どもたちの学びの姿を共有しながら相互理解を深める取り組みを進めてまいりました。

また、年長児が小学校を訪問し、1年生徒の交流学習を実施することで、子どもたちが小学校生活への期待と安心感を持てるよう支援しております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

幾つか再質問をさせていただきます。

最初に、今般、当町が策定した子ども子育て支援計画は、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画、母子保健計画を一体化したものというふうに捉えております。この事業計画は、答弁にあるように、こども誰でも通園制度や子育て世帯訪問事業など新たな取り組みが加わり、専門職の配置により、子育て支援センターの機能の充実が期待されておるところでございます。

そこで、まず、こども計画についてお伺いします。こども基本法第10条に定められているこども計画の認識についてお伺いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

最初に、こども計画について、策定も含めた計画の認識についてということでございますが、先ほどお話しされたとおり、こども基本法の第10条の第2項において、市町村がこのこども計画を国のことども大綱と、それから都道府県でこども計画を策定している場合にはそれも併せながら、子供の一体的な施策としてその策定に努めなければいけないということになっております。

ここでの子供の認識でございますが、こども基本法の中での子供というのは特に年齢を制限しているものではなく、子供が将来にわたって支援などを必要とする場合に、その支援に向けた取り組みを記載していかなければいけない。ですので、当然、高校、大学というところではなくて、義務教育、それから一般の教育が終わった後でも、社会人になった場合であっても、支援を必要とする場合には、様々な就労それから結婚、そういうものを一体化して策定していかなければならないというふうなものでございます。

現在この計画について、県内の状況を見ますと、実際令和6年度におきましては7市町村で

策定しております、令和7年以降について、それを令和8年度につくるか令和9年度につくるかは別として、意向を示しているのが9市町村。当町におきましても、この計画の必要性は十分認識しているところでございますが、当課を超えて様々な関係課と協議しながらつくっていかなければいけないという部分と、総合計画の後期計画なども踏まえながら、その内容も勘案しながら、今後、策定に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、課長から説明がありましたように、こども計画につきましては、県内各地の策定状況についていろいろ見ました。確かに市の段階ではほとんどが策定をしておるというところでございますし、町村はなかなかそこに至っていないというところが多いわけなのですが、2番目の質問の中にもありましたように、近年、子供あるいは若者を取り巻く社会状況というのが非常に困難な状況が続いておりまして、そういうところを踏まえた上で、やっぱり考えていく必要があるのではないかと思います。

そして、昨日の新聞紙上でも、岩手県が自殺率がワーストワンということで、2024年度、そういう形になったということで、極端に増えたわけではないのでしょうかけれども、そういう困難な状況が続いている。そして、それが、40代の男性に多いというような状況が、やはりヤングケアラーあるいはひきこもり、そういう若い世代に多く見られるということではないかというふうに考えております。

それで、ほかの市とかの策定状況を見ておりますけれども、北上市なのですが、令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村はこども大綱を勘案してこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされた。これまで、子ども・子育て支援計画により進めてきた子育て支援だけではなく、ヤングケアラー対策、若者のひきこもり、自殺の増加など、子供、若者を取り巻く状況、課題に対応するためこども計画を策定するということで、令和6年に準備を進め、令和7年3月に策定に至っているというようなことで、今回、こども計画は子ども子育て支援事業計画あるいは子ども・若者計画の上位計画を包含した計画というふうに認識しているところなのですが、私の質問への答弁の中にも、今後、そういう関係課というところで協議をした上で対応していくというような答弁もございました。令和7年度は総合計画の策定に向けての準備も入っていくと思うのですけれども、その中にこういったことをどういう形で具体的に盛り込んでいくのか、お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今後、こども計画を策定していく上で、先ほど答弁させていただきましたが、当課のように、

子供全般、特に就学前の子供の政策が中心になっているところもございますが、今お話しのとおり、様々な課で取り組んでいる、子供に直接なり間接的なもの、例えば住まいの問題、環境の問題、それから就労の問題、結婚の問題など、そういう多岐にわたる部分がございますので、他課の計画などの整合性や、今度の総合計画の後期計画には様々な子供の意見などを取り入れるような予定もされているかと思いますので、そういうもののなどを踏まえながら、計画をまとめたいというふうに考えているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

総合計画を上位計画として、子ども・子育て支援事業計画とともに国の子供・若者育成支援推進大綱に基づいて、平泉町子ども・若者計画、そういう形で策定していく必要があるのではないかというふうに、繰り返しになるかもしれません、そこはやっぱり強く求めたいというふうに思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

今、議員がご指摘というか、そのようなことが必要ではないかというようなご質問でございますが、まさにそのとおりかと思います。今後、国の動向なども踏まえまして、このように子供を取り巻く環境というのが日々変化してきております。先ほどのヤングケアラーなどにつきましても、本来であれば、この子ども・若者計画推進法の中にはヤングケアラーという言葉はございませんでした。たしかここ1、2年の法改正の中で追加された事案になっております。そういういわゆる子供を取り巻く環境が日々変化する中で、国ほうの政策なども含めながら、そして町のそのような各課の取り組み状況といったものも包含しながら、計画をつくっていくこととしてきております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

岩手県内だけではなく、そういう策定をした自治体を見ていたわけですけれども、郡山市こども・若者計画というものがございまして、子供向け概要版ということで、郡山市は、こども・若者計画は全ての子供、若者が自分らしく幸せに生活できる町にしていくための計画ですということで、子供が主体となって、子供の権利としてそういうところに加わっていく。当町は、令和6年度にそういう準備も、そういう方針はなかったので、結果としてこういう形でなっているわけなのですけれども、将来的にこういう形で、ウエルビーイングということが盛んに言われておりますけれども、十分幸せといいますか、子供にとっての幸せな生活を保障する、子供自身の意見を取り入れてそういうものも考えていくということをやはり考えていかな

ければいけないのでないかというふうに思っております。

平泉町も少子化は確かに課題ではありますが、町の責任として、この町に生まれてよかったですと一人一人に思ってもらえるような施策を今後、実現していかなければならないというふうに思っているところでございます。ぜひ総合計画の中でもやはりこういう部分はきちんとうたつていく、そういうことをお願いしたいと思います。

次に、架け橋プログラムについてでございます。

平泉町架け橋期のカリキュラムというものを策定されているということでございますが、実践の状況について、令和6年度からということですが、内容について分かる範囲でお知らせ願いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

カリキュラムに基づいた具体的な取り組み状況ということで、まず小学校の取り組み状況につきまして答弁したいと思います。

小学校におきましては、この策定いたしました架け橋期のカリキュラムというようなものに基づきまして、まず小学校1年生が対象というようなところにはなりますが、継続的に取り組んできているということでございます。具体的な取り組みでございますが、まず生活科の学習を中心に、入学後の4月、5月といったところで実施しております学校探検というような授業におきまして、児童がこれまで過ごしてきました幼稚園、保育所での経験等を比較しながら、小学校の特徴を見つけていくといったような活動を行っております。

また、そのほかに植物の観察活動といったようなところでも、幼児期に育んできました言葉による伝え合いといったような力を生かして、児童が自分の気づきをお友達に伝え合う機会を設けているといったようなところでございます。

こうした子供同士のやり取りを通じて、互いの考えを比べたり、新たな疑問を持ったりといった中で、子供たちがもっと知りたい、もっと調べてみたいといったような意欲を育んでいるといったようなところでございます。

私からは以上です。

議 長（高橋拓生君）

千葉平泉幼稚園長。

平泉町立幼稚園長（千葉真由美君）

本園の架け橋期カリキュラムへの取り組みについてお答えいたします。

幼保小共通のテーマが、言葉による伝え合い、自分の思いや考えを言葉で伝えながら他者と関わることができるとしておりますので、そのカリキュラムに基づいて保育を行っているところでございます。活動の後に毎日振り返りの時間を設けまして、どんな遊びをしたか、遊びの中で気づいたこと、それから考えたことを伝えたり、時には教師が仲立となり、みんなで考えを出し合えるような時間しております。

その場面では、子供たち一人一人が自分の話を聞いてもらえる、認めてもらえるという時間となり、伝えることの喜びとか楽しさを感じて振り返り、話をすることを楽しみにする子供たちが増えてきております。また、その活動によって、クラスの子供たちも安心できる場所、それから友達のつながりも強まってきていることを感じております。

また、遊びを通して、教師は答えを出すのではなくて、どうしてなのかな、どうしたらいいのかなというような、子供たちが考え、答えを出せるような言葉掛けを心がけております。成功体験の積み重ねをすることなど、失敗しても挑戦してみようという気持ちが育まれるように、遊びを通しての総合的な指導を行い、そこで培われた学びに向かう力を小学校への円滑な接続へと図っております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

この架け橋プログラムにつきましては、国のはうで指定の自治体というところで令和4年頃から行っておりまして、宮城県白石市の教育委員会のはうでプログラム事業の成果報告ということで出ております。その中で、先生方も子供たちも、本当に学校に入学するのが楽しみになったと、そういう成果を報告しておりますので、やはり何年度か時間をかけながら計画的に行っていくということでは、当町も令和6年度からそういった取り組みをされているということですので、少しずつ成果として現れてくるのではないのかなというふうに思います。

5歳児から6歳、そして小学校1、2年生という、そういうつながり、つなぎ、そこを一番大事にしていただくということを主眼に取り組んでいただければと思いますが、その件に関して教育長のお考えがもしあれば、お伺いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

この架け橋プログラムについては、平泉町は県内でも結構早くから取り入れてきているところでございます。成果も、先ほど園長がお話ししたように、いろんなところで子供の育ちが見えております。

平泉町は平泉小学校、幼稚園、保育所、それから長島小学校、長島保育所と場所がとても近いということもあって、保育所・幼稚園と小学校との連携は前から図られておりまして、この幼保小の架け橋プログラムについても、とても導入しやすいという背景を持っておりました。そのために、かなりの先進事例をこれからたくさん出せるのではないかなと思いますが、やはり子供の数も少なくなってきております。できるだけ子供一人一人の実態に合わせた丁寧な保育をして、それがしっかりと小学校へつながるというところまでが架け橋なわけですから、幼稚園・保育所で育てたのだけれども、なかなか小学校まで伝わらないというような問題がなくなるように、これからもぜひ連携して、このプログラムを深めていきたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

取り組みの成果に今後も期待を申し上げたいと思います。

次に移ってまいります。

町営住宅の入居要件の緩和についてでございますが、高齢者介護施設の人材不足は深刻だということは皆さんもご存じだと思います。厚生労働省によると、我が国の介護職員は2019年度で211万人でしたが、2025年度には243万人、2040年度には280万人が必要とされております。ですが、実現の可能性は非常に低いと言われております。そこで、国はもはや日本人だけでは介護の現場を維持することは困難と判断をし、2017年9月、国の外国人在留資格に介護というふうな条件を加えました。

確かに、日本の若い人たちに本当に介護職を選んでいただき、労働条件、それから給料等もあると思いますが、そういったところを考えていただきながら、若い人の就労につながるような施策を望むところではあるのですけれども、それがなかなかかなわないというところでこういった施策ができてきたというふうに考えています。

現実に、介護施設ではハローワークの求人は全く望めなく、外国人介護福祉人材あっせん業者に依頼しても、その方の住まいの確保のためには通勤範囲、生活物資調達に配慮が必要であり、必要な住まいがどうしても確保できない。そのためにきちんと求人を出すことができないというふうな現状があるようです。

そして、空き家についていろいろ当たったのですが、社会福祉法人の財源的な理由によりまして、空き家については住宅改修に費用がかさむために難しいということになっているということでございます。

そこで、公営住宅の地域多様活用として、目的外使用ということで申請を行って、外国人技能実習生の住まいに活用する事例ということで示されています。今、そんな状況の中で、現状を町としてはどういうふうに考えて、介護現場の人材不足ということについてどのような認識を持っていられるか、お伺いします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

介護現場の人材不足につきましてですが、全国的にも少子高齢化、それから要介護認定者の増加によって介護職員の不足が課題となっているところでございます。安定的に介護サービスを提供していくために、介護人材の確保、それから育成、定着に向けた取り組みは必要と考えております。当町におきましても、全国と同様に、介護現場における人材が不足していると認

識しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

平泉町の介護保険事業所、社会福祉法人に町としても様々な事業を依頼しておると思うのですけれども、中身をお知らせ願えますか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

平泉町におきましては、介護予防・日常生活支援総合事業ということで、通所型サービスCといわれる保健医療の専門職による生活機能を改善するための運動機能向上、それから栄養改善のプログラム等を提供する事業を町内の社会福祉法人に委託しております。

また、訪問型サービスCということで、こちらは在宅で保健医療の専門職による生活機能改善をするプログラムというところで、訪問型の事業を町内の医療法人のほうに委託をしているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今お話もいただきましたけれども、様々な分野でやはり人の手といいますか、そういったところが本当に大切な分野というふうに認識しているところでございます。

そこで、町営住宅のことについて伺いたいのですが、町営住宅の今現在の入室、空き室状況についてお伺いいたします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

現在の町営住宅の空き状況でございますけれども、上野台住宅が8戸、高田前住宅が2戸の募集をしているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

町営住宅の建築経過年数が50年近くにもなり、用途廃止となる住宅も多くなっております。

町営住宅の建物の管理についてどういうふうにお考えか、今後の見通しについてお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今後の町営住宅の維持管理の見通しについてということで、令和3年3月に策定いたしまし

た住宅の長寿命化計画によりまして、大沢、花立、大佐の3団地及び高田前住宅の1から5号棟と、あと10号棟は老朽化等により新たに募集せず、用途廃止としており、現入居者が全て退去した団地住棟から解体予定としているところでございます。上野台、高田前につきましては、今後も適切な維持管理を実施いたしまして活用していく予定としているところでございます。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

大切な当町の町有財産でもある土地、建物でございますので、現在、町営住宅も目的外使用ということで地域おこし協力隊、そしてお試し居住という形で活用はされているというふうに聞いておりますけれども、介護分野に限らず、住まいの確保はやはり喫緊の課題となっております。町営住宅をそういう形で、今後検討していくというような答弁はございましたけれども、やはり必要な手当というか対策ではないかというふうに思っております。

全国的にどういった形で活用しているかというところを調べました。長野県岡谷市は条例に定めまして、外国人人材に対して住宅を貸し付ける、介護施設、そして個人にもという形の方法を取っておりますが、これについてはご存じでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

ほかのところ、長野県岡谷市、北海道幌延町においてそういう取り組みもやっているということは承知しているところでございます。現在、町営住宅を地域おこし協力隊やお試し居住が目的外使用以外での使用は行っておりませんが、今後、町営住宅の空き状況によりますが、目的外使用での有効的な施策等をほかの自治体の状況を参考にしながら判断していきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

やはり、もちろん日本の若い人たちに、本当に大変ではあるけれども、すばらしい仕事だと思いますので、そういう介護分野に特に頑張ってほしいなという思いはあるのですけれども、ご存じのとおり人口減、そして高齢者の施設もそろそろピークを迎えるということで、そういう法人も経営が困難なところも出てきているというふうに聞いておりますので、町と協働しながら、人材確保を考えながら、共有しながらやっていく必要があるのではないかなどというふうに思っております。特に前向きな施策をつくっていただくように提案をしたいと思います。

最後になりましたが、そのところを申し上げて私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、高橋伸二議員、登壇質問願います。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

まず、今回の私の質問の趣旨を述べさせていただきます。

日本国憲法第26条2項は、義務教育はこれを無償とすると明記をし、家庭の経済的状況に左右されることなく、全ての子供が義務教育を受けるための経済的保障を定めています。しかし、義務教育は基本的に無償という認識は、現代において現実との乖離が生じています。教科書は無料であっても、補助的に使う教材としての副読本やドリル、テストなどがあります。制服もそうです。あるいは学校行事や課外活動費など、学校生活の一環として発生する費用も含まれています。

昨今、政府による授業料無償化政策の拡大という肯定的な動きがある一方で、家庭や保護者が実質的に負担する総額教育費は増加をしていると言われています。これらの費用は、義務教育が無償とされているにもかかわらず、実際には保護者、家庭の負担となっています。

このような授業料以外に家庭が負担する教育関連の費用のことは、隠れ教育費といわれております。隠れ教育費の問題が深刻化する中で、与野党3党の中で私立を含めた高校を対象に教育の無償化に対する実務者協議が始まりましたが、見えにくい教育費、いわゆる隠れ教育費まで含めた総合的な視点での実態把握を行い、隠れ教育費を解決しない限り、教育無償化が実現したとは言えないと考えます。教育の無償化の対象となっていないこの隠れ教育費は、学校生活を送る上で必要不可欠なものではありますが、積み重なると保護者、家庭にとって大きな負担となることが容易に想定できます。

子供たちへの教育は、平泉町の未来への投資であるといえます。同時に、保護者や家庭にとっては最も重要な支出の一つであります。そのためにも、教育費の見える化や保護者、家庭の経済的負担軽減の取り組みが求められています。

私の質問は、こうした状況の中で小中学校の教材費等の保護者負担の実態について、とりわけ町内小中学校に子供を通わせている保護者、家庭が負担している教材費や掛金などの諸経費の実態と課題の認識について、そして、教育費に係る家庭の経済負担増は子育てに係るお金の問題でもありますから、子ども・子育て支援事業計画との整合をどのように取るのか。その上に立って、いわゆる隠れ教育費の軽減策と解消のための取り組み、対応について伺うものであ

ります。

質問は以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

小中学校の教材費等の保護者負担の実態についてのご質問がありました。1番の（1）になりますが、町内小中学校の教材費、諸経費の実態と認識について、（3）の隠れ教育費の軽減策と解消のための取組、対応に関するご質問については、後ほど教育長から答弁いたします。

教育費に係る家庭の経済的負担増の問題について、子ども・子育て支援事業計画では、町が果たすべき役割を明記しているが、事業計画との整合をどのように取るかについてですが、文部科学省が実施した令和5年度子どもの学習費調査によりますと、授業料や学用品など、保護者がかけた学校教育費については、2年前の前回調査に比べ増加しております。公立小中学校においては入学金、授業料や教科書代はかかるないにもかかわらず、年間の学校教育費がそれぞれ2万円近く上がり、隠れ教育費ともいわれる出費が、物価高も相まって子育て世帯の家計を圧迫しております。このことは単なる学校教育の課題にとどまらず、子育て全体に関わる重要な課題であると認識しております。

また、町が令和5年度に実施した子どもの生活実態調査においても、家計の支出の中で負担が大きいと感じるものとして、保育料、授業料、教材費など、学校等に係る費用と回答した割合は20%であり、回答項目の中でも高い割合の結果がありました。

このように、義務教育段階においても、教材費や給食費、学校外活動に係る費用など家庭が実質的負担する支出が年々増加しており、これらが子供の健やかな成長や学びの継続に影響を及ぼしかねないのではないかと危惧するものであります。

そこで、第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画においては、基本理念である「誰もが安心して子育てできるまちづくり」に向けて、子供の貧困対策の推進をはじめ経済的な支援の充実も取り組む方向に位置づけており、教育費に対する支援もこの基本理念の重要な施策であることから、子育てに係る費用の軽減策についての検討を進めていく必要性があると考えております。子供たちが健やかに学び、成長していくためには、学習そのものを支えるだけでなく、保護者が安心して子供を育てられる環境づくりが重要であることから、関係課が連携し、一体的な施策展開を進めながら切れ目のない子育て支援体制の充実を図ってまいります。

私からは以上です。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えいたします。

町内小中学校に子供を通わせている保護者、家庭が負担している教材費、掛金等の諸経費の

実態と課題の認識について伺うとのご質問がありました。

当町における各学校の集金につきましては、それぞれの学校による集金計画に基づいて行われております。令和7年度計画におけるワークテスト、ドリル、副読本等、教育活動に必要な物品の購入に係る教科書以外に使用するいわゆる教材費については年間で、平泉小学校、平均1万2,829円、長島小学校、平均1万1,123円、平泉中学校、平均1万9,168円となっております。また、学校行事や部活動、校外学習などに係る掛金等の諸経費は、平泉小学校、平均1万3,163円、長島小学校、平均1万2,330円、平泉中学校、平均5万7,332円となっております。

なお、ワークテスト、ドリル、副読本等の副教材といわれるものの使用に当たっては、各学校がそれぞれの児童生徒の実態や教育目標を達成し、児童生徒の学習効果を高めるために学校独自で選定することから、教育委員会といたしましても、その学校の独自性を尊重し、必要以上に干渉することのないように配慮してまいりました。また、各学校においても、副教材の使用が保護者にとって過重な経済的負担にならないよう、選定については十分に吟味をしているところです。

しかしながら、令和5年度に町民福祉課が当時の小学校第5学年と中学校第2学年の児童生徒とその保護者を対象に実施した「子どもの生活実態調査」の結果を見ますと、教育の負担が大きいと回答した家庭が20%、生活が苦しいと回答した家庭が50%に上り、子育て世帯の家計の厳しさが浮き彫りになりました。これは、昨今の物価高騰に加え、成長に伴い教育費が段階的に増加することに多くの保護者が不安を抱いている結果であると考えております。

こうした実態を真摯に受け止め、教材費等の費用負担に関して、その必要性や公平性及び負担の妥当性等について改めて見直す必要があることから、今後は両小学校間や学校と教育委員会が連携して、教材費の在り方等を検討する機会を設けていきたいと考えております。

次に、いわゆる隠れ教育費の軽減策と解消のための取り組み、対応などについて伺うとのご質問がありました。

義務教育の無償の原則の下にあっても、保護者が実質的に負担している副読本やドリル、制服や体操着などの指定用品、校外学習や部活動に関連する費用など、いわゆる隠れ教育費が各家庭に一定の負担を強いており、特に近年の物価上昇により、各家庭の経済的負担が一層増加しているものと認識しております。当町におきましては、物価高騰に伴う給食賄い材料費の一部を公費により負担するとともに、低所得世帯を対象に就学援助制度を活用し、学用品費や給食費等の支援を行っているところです。

しかしながら、隠れ教育費の全体像や保護者の実際の負担の程度については、これまで十分な把握や分析を行ってきたとは言えず、具体的な軽減策についても検討がなしてきたとは言えない状況であります。

今後、既存の就学援助制度や他自治体の先進的な取り組みを参考にしつつ、就学援助制度の費目見直し、現在、学級費内で購入されているマジックや模造紙、画用紙などの授業用消耗品の現物支給、算数セットや彫刻刀などは一括して町が購入し、学校備品として共有使用するなど、より効果的かつ実効性のある支援の在り方を学校とともに検討し、全ての子供たちの家庭

環境や経済状況に左右されることなく、誰もが安心して学び、健やかに成長できる教育環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

答弁を拝聴いたしました。

今の町長、そして教育長の答弁は、私から見て、屈折なく現状を分析した結果として、未来志向に立った建設的な答弁であると、そういう立場で歓迎できるものであります。答弁にもありましたように、コロナ禍以降、全国的に公立小中学校における教材費の支払いが苦しい家庭の存在が浮き彫りになってまいりましたが、本町においても、先ほどの町長答弁によると20%の家庭、教育長答弁における50%の家庭が、生活が苦しいという実態が浮き彫りになりました。そして、述べられました答弁は、子育て世帯の家計の厳しさが浮き彫りになった現状を捉えて、この実態を真摯に受け止めると、このように答弁をされたわけであります。私は非常に重みのある答弁だというふうに受け止めたわけであります。

この現状認識は極めて重要であり、これから質疑と今後の行政執行にしっかりと反映をさせることなくして、地方自治法の根底に一貫して流れている住民福祉の向上という基本的精神とそのための政治判断がゆがむことになります。再質問の冒頭に当たり、このことを私は強く皆さんに訴えたいというふうに思います。

さて、町では子育て支援課がこども家庭センターを設置して、本年3月には子ども・子育て支援事業計画を策定し、基本理念や基本目標などを定めました。この計画では、子育てしやすい町を掲げ、多様な施策の展開を述べております。子供のいる家庭の経済的負担とされる隠れ教育費問題、つまり子育てに係るお金の問題は、子育て支援課やこども家庭センターにとっても強い関心を持っていただきたいと、このように思うものであります。

その上でお聞きをしますが、先ほどの町長答弁は、保護者の経済的費用負担の軽減策を検討すると、このように述べられました。子育て支援課はこの問題をどのように捉え、どのような対策を考えておられるのかお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

隠れ教育費の問題をどのように捉え、どのように対応していくかということでございます。

隠れ教育費の問題につきましては、子育て世帯の教育支出に大きく影響を与えてるものというふうに認識しております。特に子供の学習費においては、学校教材費や給食費のほか、校外活動費の支出が全体の中でも割合が高く、予想外の出費として家計を大きく圧迫しているものと考えております。

文部科学省が実施した令和5年度子ども学習費調査結果においては、幼稚園から高等学校卒

業までの15年間の学習費総額が、全て公立に通った場合でも600万円程度かかるという結果が公表されております。

また、先ほど町長が答弁したとおり、家計の支出の中での負担が非常に大きい。さらに、アンケートの中では、子供自身が悩み、不安を感じているところで、家にお金がないと回答したお子さんがいたところでもございます。このような状況は、子育て世帯の経済的な負担が大きいことを示し、子供の貧困問題にもつながっていくおそれがあると考えております。

2つ目として、このような経済的な負担によって、子供たちの教育を受ける権利が制限されてしまうのではないかというふうに懸念されているところであります。町の生活実態調査においても、小学校5年生と中学校2年生の児童生徒の進学希望では、大学まで進学したいと思っている割合が約46%という回答がありました。この子供たちの教育を受けたいという希望、子供の学ぶ権利、成長、発達する権利を十分に保障することができないのではないかと心配しております。

そして、子育て世帯の経済的負担の増大は、少子化問題にある意味、直結している問題ではないかと考えております。速報値で一昨日公表された出生数は、2024年度初めて70万人を下回り、およそ68万6,000人で、合計特殊出生率は過去最低の1.15であり、国立社会保障・人口問題研究所の推定より15年ほど早いペースで少子化は進んでいるという発表がされました。

また、この問題は個々のライフスタイルの変化などによるところにありますが、国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査、夫婦調査では、理想の子供数を持たない理由について、30歳未満では76.5%、30歳から34歳までは81.8%が「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」と回答しており、国の調査では、「どのようなことがあればもっと子供が欲しいかと思うか」という質問に対しては、「将来の教育費に対する補助」が68.6%という回答がありました。希望する子供の数が持てない理由の一つの大きな要因が教育費問題なのではないかと考えております。

このように、隠れ教育費の負担の増大は子育て世帯の生活を圧迫し、子供の教育を受ける機会の制限や学ぶ権利を十分に保障することなく、少子化問題にも大きな影響を与えることから、経済的な負担に対する行政の支援施策は重要な課題であり、まずは義務教育における隠れ教育費に対し、教育条件整備に向けて保護者の私費負担、平等な在り方を検討し、教材費の一括購入による無償化や制服や運動着等の購入負担が大きい特定学年、例えば小学校1年生や中学校1年生への無償化支援、または教材費等の支援としての補助など、先進的な取り組みを実施している他自治体を参考にしながら、町の恒常的な財政負担も踏まえ、関係課や学校との支援の方策についての検討、協議を行い、子育て世帯の経済的負担への支援と少子化対策につながる一政策として進めていく必要性があると考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に細部にわたった現状の分析、認識を示されました。今お話しになった現状分析をこれから質問していきますけれども、ぜひそうした中でしっかりと拡大、反映をさせていただくようにおきたいというふうに思います。

それで、公立学校なので、授業料といいますか、学校ではあまりはお金からないだろうと、一般的にこのように思いがちでございますが、冒頭申し上げましたように決してそんなことはないのでありますし、平泉町内の小中学校の現状を一覧表にした私の質問補充資料、2種類ございますが、こういう色刷りのものです。この資料を見ていただければ、実態が、先ほど教育長が答弁で触れた内容、そして今、子育て支援課長が答弁した内容が如実にこの資料からも読み取ることができるわけであります。教育長も、あるいは今の子育て支援課長の答弁も、現状の実態を皆さんに真摯に受け止めてもらい、費用負担の必要性や公平性あるいは負担の妥当性、こういったところを見直す、あるいは補助をするというふうに述べられました。

そこで、では具体的にこの隠れ教育費の軽減を図るためにどのような取り組みが行政として求められているかということについては、同じ補充資料として1枚物を示してございます。

ここで強く訴えたいのは、実は、この補充資料の中に表すことはしていませんけれども、隠れ教育費が、時には学校の先生の自腹負担もあるようです。令和4年度の調査結果が公表されていますが、令和4年度1年間で75.8%の教員、先生が自腹をしたと、このようなことが報告をされています。このことを受けて、私は町内の小学校の先生にお尋ねをしてみました。聞きましたところ、少ないと2,000円から3,000円ほど、多いときだと7,000円から8,000円ほどの自腹をせざるを得ない、そういうときがありますという答えが返ってきました。

では、自腹をする理由というのは何なのですかということで伺いました。それぞれ時によつて違うようですが、例えば学級費を払ってもらえない、あるいは教材費や文具代の購入した部分の不足分、さらには運動会などの学校行事で使う装飾等の作製資材代、こういったものがありましたというふうに教えていただきました。

そのほかにも、一覧表にした資料の中にも含まれておりますが、学校で集金をしている諸経費の中には中学校体育連盟負担金、中学校文化連盟負担金、スポーツ振興センターなどなど、本来保護者が負担すべきものではない、保護者の負担になじまない名目も見受けられている、入っているわけであります。大げさな言い方かもしれません、保護者も学校の先生も、自分がお金を出して何とか学校を回しているというのが現状の姿ではないでしょうか。

そこでお尋ねしますけれども、公立の小中学校でありながら公費で成り立っていない、学校として加盟することや負担することが求められている連盟の負担金、そういった性質の費用まで保護者に負担を求めている実態をお話ししましたけれども、このゆがみを正すことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

中学校のほうで保護者が納付されている中体連の負担金等についてのゆがみというようなと

ところでございますが、まず、中学校の体育連盟負担金、または中学校の文化連盟負担金、こちらにつきましては、加盟の対象が個人ではなく学校単位といったようなこととされてございます。特定の部活や生徒だけのものではなくて、学校として加盟負担といったようなもので、学校等で求められているというようなことでございます。これらの費用が学校運営上必要とされている支出というのにもかかわらず、現状では保護者に負担をいただいているといったような状況でございますので、今後、費用の性質や目的といったようなところに応じまして、負担の在り方等について検討していく必要があるものではないかなと考えているというようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ぜひそのように対応をお願いしたいと思いますが、私は今回の質問に先立って、この隠れ教育費問題に対応している先進自治体の取り組み事例を情報提供させていただきました。1つは、これは教育委員会にですが、神奈川県海老名市の取り組み、福岡県古賀市の取り組み、それぞれこの隠れ教育費を減らすために小中学校長と保護者で検討委員会を設置して議論をし、解消しているという実態や、あるいは、先ほどの教育長答弁にも関わってきますが、いわゆる使用頻度の低い学用品や教材などについて、学校の共有備品、そういう形の中で生徒に無償貸与するということ。あるいは、体育着の購入などに当たっては1社に指定するのではなくて、事前にコンペを開いて安い業者を選定しているとかという改善策を行っています。子育て支援課に提供しましたのは、岡山県奈義町が進めている子育て支援事業の中で、小中学校における教育教材費を無償化している事例、そういうものを提供させていただきました。

そのほかにも、学用品や教材の一部無償化を実施している自治体の中では、生徒1人当たりの負担額を設定して、児童生徒数に応じてそれぞれ各学校に交付している教育委員会もあるようあります。先ほど教育長が、いわゆる学校の自主性、主体性を制限しないようにしていると言いましたが、逆にこうした取り組みをすることによって、保護者の負担が減るだけではなくて、予算を渡すことによって学校の裁量が広がる、あるいは教育活動の質の向上につながる、こういう成果を作りだしている事例もあるわけであります。これらの先進的な取り組み事例というのは、本町においても大いに参考にすべきだというふうに思います。

本町の実態に当てはめてみると、本当に改善をしていかなければならぬ小さな、ささいなことかもしれません、例えば小学校の体育教材の購入では、同じ品目であっても平小と長小では購入単価が1.3倍から2倍の違いがあるのです、学校によって。そのほか、テストやドリルなどの教材でも購入単価が異なっている実態がはっきりしています。

そこでお伺いをします。先ほど教育長が、学校備品の拡大と共有使用、教材等を町が統一購入することについて述べられました。先ほど紹介した事例というのが、学校の裁量や独立性を尊重するとともに、保護者の負担軽減につながっております。本町でも早急に対応でき

る取り組みと考えられますが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

各学校において、体育教材等にも差があるといったようなところでございます。いろいろ調査いたしますと、確かに学校ごとに教材費等に差が生じているというようなことにつきましては、保護者の負担感や不公平感につながるのではないかというようなところで認識しているところでございます。

それで、現在、小学校におきましても、類似の教材等につきまして価格の差が生じているといったことでございますが、これらの差につきましては、学校ごとで購入先やそれぞれ学校の判断で購入しているといったようなところが起因しております、結果として保護者負担にばらつきがあるのではないかというようなところでございます。

しかしながら、教育委員会といたしましても、こういった教育の機会均等といったようなところとか、あとは保護者の負担軽減といったような観点から、一定の同一性や合理化の必要性といったようなことにつきましては、やはり今後検討していくべきではないかと考えてございます。各学校または教育委員会と連携しながら、そういった教材の購入の在り方につきまして調査、整理を行いながら、統一購入や、あとは一括発注といったような可能性も含めて今後検討し、保護者の負担軽減策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

教育費に対する支援も、あるいは子ども・子育て支援事業の基本的理念の重要な施策であるというふうに思います。先ほど私は子育て支援課長に対して、負担の軽減策としてどのようなことを検討されているのかというふうにお尋ねをしました。答弁は、隠れ教育費の私費負担の解消に向けた無償化支援などについて述べられていましたわけであります。こうした取り組みあるいは教育委員会の皆さんがあなたが答えていた取り組みを進めるには、それ相応の財源が伴います、必要になってきます。

教育長のされた答弁や、教育委員会が取り組もうとしている現状の改革といいますか改善といいますか、それに向けた対策というのは、教育委員会だけの取り組みでは限界があるというふうに私は思います。皆さん方もそのように行き当たるのではないかというふうに思います。教育委員会が今回本気で改善しようとしている取り組みは、子育て支援課と町の行政全体の支援、取り組みなくしては成し立たない、到達は困難であるというふうに考えます。

ところで、皆さんの記憶に新しいと思うのでありますが、米が高くて庶民が買うことができない、スーパーに並んでいる米の値段を見て、買うのを迷い、ためらっている庶民が多い中で、先月18日だったでしょうか、私の家の食品庫には米が売るほどある、買ったことがない、この

ようにのたまつて更迭をされた大臣がいます。庶民の心、庶民の痛みに思いをはせることのできない人が農業政策の大臣であつただけに、更迭が当然と言わば当然です。

この一つの出来事を隠れ教育費問題、子育てに係るお金の問題に当てはめてみても、同じことが言えるというふうに思います。つまり、子育て支援課の役割、つまり公的助成を実現に導く行政の判断が強く求められると私は皆さんに訴えたいというふうに思います。

そこで質問ですが、子育て世帯には様々な生活の痛みがあります。先ほど課長が述べられました。この痛みを課長、自分の痛みとして感じ取れないのであれば、子ども・子育て支援事業計画は画餅に帰すことになり、現実に役に立たないと言わざるを得ません。伺うのは、子育て支援課として、さきの農水大臣発言を反面教師として、教育委員会が取り組もうとしている対策、さらには情報提供した先進自治体の取り組みに学び、どのようにこの課題に対応されるおつもりか、改めてお伺いします。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

先ほど私が答弁させていただいた部分で、隠れ教育費のみならず、子供が教育を受けたい、学習していきたいというふうな、そういった部分を踏まえていたときに、子供が教育を受ける権利というものが当然ございますので、それに寄り添うような形で平等的にそれぞれの家庭に支援をしていかなければならない。子供がそれぞれの家庭状況によって左右されないような、そういった環境をつくっていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、財政的な負担が当然構造的に伴う部分を含めて、財政確保をどのようにしていくかというのも一つの課題にあるかと思っております。例えばの話でございますが、ふるさと納税などの教育費に当たる部分、そういった支援など、外部からいただくものもございますので、そういったものが活用できないか、支援を求める方法などもあるのではないかと考えておりますので、そういった部分を含めながら検討を進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

非常に積極的な答弁をいただきました。やっぱり庁舎内で働いている職員全体が、一人一人が知恵と力を出し合って、そしてこの問題、課題というのをしっかりと乗り越えていく。冒頭にも申し上げましたように、子供たちへの教育に対する投資というのは、平泉町の未来に対する投資であります。そのことをやっぱりしっかり大事にして、教育費の見える化や保護者、家庭の経済的負担軽減の取り組みを進めることができるのであって、子育て支援課長が言われるように、経済的格差が教育機会に与える影響を減らす、このことがまさに地方自治法が求める行政や社会全体の取り組むべき姿ではないでしょうか。

最後にお伺いをいたします。

こうした取り組み、先ほど来、教育委員会の皆さんや子育て支援課長が述べられてきたお話の内容、その取り組みを、例えば保護者負担軽減事業というように銘打って、学校と行政がそれぞれに対応策を考えることが必要だと思います。取り組めるところから取り組んでいく必要も今求められていると思います。その上で、それぞれの立場からの最後の見解をお伺いしたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

保護者の負担軽減といったようなところでございますが、そういった事業の展開に当たりましては、学校及び教育委員会、行政といったようなところがやはりそれぞれの立場や役割といったようなものを踏まえつつ、相互に連携、補完しながら、学校の現場の状況であったり、あとは各家庭の状況に即した支援体制といったものの構築といったようなところに取り組んでいく必要があるのではないかと考えてございますので、そういったところを今後、関係課等と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

この問題につきましてですが、子育て世帯への経済的負担の軽減のみならず、先ほどお話ししましたが、これは子供自身に関する問題でもあると思います。そして、地域の問題でもあり、これが今問題になっている少子化に大きく影響しているところかという部分もございます。

ですので、やはり義務教育のみならず、子供が生まれて、その後成長するまでのプロセスの中で、この課題をどのようにして、先ほどもお話ししましたが、子供たちが家庭環境に左右されずに成長できるかというような視点を持ちながら、当然これは必要なことでございますので、全ていろんな事業を展開できるものではございませんが、まずはできることを検討しながら、教育委員会と一緒にになりながら、庁舎内での経済的な部分も協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

今日の一般質問は非常に意義のある質問、答弁をさせていただいたというふうに思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前 1 時 45 分

再開 午後 1 時 00 分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告 7 番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5 番、阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告 7 番、阿部圭二です。

それでは、通告に従って質問させていただきます。質問事項は 3 点です。

1 番、自転車の活用について。令和 3 年度より、国や県において自転車活用推進計画を策定し、自転車の活用を呼びかけている。住民の足、メタボリックシンドロームやロコモティブシンドロームの予防、スポーツとしての自転車は、地球温暖化対策としても、コンパクトな平泉町にはぴったりの施策と考える。それに伴い、環境の整備や補助などが必要ではないか。さらに、自転車による健康増進や成人病の予防、生活の改善のために学習会や広報などで周知させるべきではないか。また、自転車の活用を図るために、イベントなどをしていく必要があるのではないか伺う。

2 番、エアコンの設置について。ここは 2 つ項目があります。

1 つは、今年も猛暑が予想されます。高齢者世帯では、まだまだエアコンが設置されていない家庭があります。エアコン費用と設置費用に支援することは、命と健康を守る上で必要と考えます。考えを伺います。

2 つ目であります。学校の体育館へのエアコン設置は、学習環境にとどまらず、災害時の避難場所となっていることからも喫緊の課題と考えます。エアコンの設置についての考えを伺います。

3 番、マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の有効期限切れへの対応について。今年、岩手県内では、20 万件以上も有効期限が切れるとしています。平泉町でも、今年 1,075 件が切れるようです。厚労省は、75 歳未満には資格確認書の送付が認められないとしています。年齢やマイナ保険証を持つか持たないかで切り分けするのは膨大な事務負担となります。平泉町ではどのようにしていくのか伺います。よろしくお願いします。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。2 番、（2）学校の体育館へのエアコン設置に関するご質問については、後ほど教育長が答弁をいたします。

自転車の活用についてのご質問がありました。平成29年5月1日の自転車活用推進法の施行に伴い、県においては、令和3年度に自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興などの促進を目的とする岩手県自転車活用推進計画が策定されました。その計画では、自転車の利用拡大のための環境創出として、自転車通行空間等の整備や維持管理の推進、また自転車利用の促進による健康増進として、自転車関連の大会等の開催の促進などを掲げているところです。

当町においては、自転車に特化した環境の整備や補助イベントなど、現時点では予定しておりませんが、生活習慣病予防や健康増進を推進するため、自転車を活用することは有効な手段と認識しております。国の健康づくり運動の指針である健康日本21においても、健康寿命の延伸に向けたライフステージごとの身体活動・運動が推奨されており、その推進に当たっては、健康状態や体力、身体機能など個人差を踏まえて強度や量を調整し、今より少しでも多くの身体を動かすことが重要とされています。このことから、自転車の活用も含め、個人に合った継続可能な身体活動・運動について、町広報や健康教室などを通じて周知してまいります。

続いて、エアコン設置についてのご質問がありました。

初めに、高齢者世帯のエアコン設置費用の支援についてですが、特に高齢者は暑さや喉の渴きを感じにくく、自覚がないまま熱中症になる危険があるため、適切にエアコンを利用するすることが望ましいと考えます。しかしながら、高齢者世帯に限らず、様々な理由でエアコンを設置していない家庭もあることから、現時点では高齢者世帯のエアコンの設置の費用助成は予定しておりません。まずは、小まめな水分や塩分の補給、扇風機や換気扇を活用した換気、クーリングシェルターの利用など基本的な熱中症対策について、防災無線や町公式LINE等で周知を図ってまいります。

続いて、マイナンバーカード利用者証明用電子証明書の有効期限切れの対応についてのご質問にお答えをいたします。

マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード自体とマイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書の2種類があります。マイナンバーカード自体の有効期限は、容貌の変化に伴い顔写真を更新する必要があることなどから、未成年者は5年、成人は10年に設定しております。また、ご質問のありましたマイナンバーカードの電子証明書の有効期限は、暗号の安全性を保つため5年に設定されており、電子証明書発行から5回目の誕生日が有効期限となります。

電子証明書の有効期限が切れると、オンラインでの本人確認や健康保険証としての利用、コンビニ交付などができなくなるため、更新手續が必要となります。電子証明書の更新手續は、有効期限の3か月前から、住所地の市町村窓口で行うことができます。また、有効期限が切れた場合には、新たに電子証明書を発行することができます。なお、健康保険証としての利用については、有効期限が切れてから3か月間は、引き続き医療機関等を受診できる体制が取られております。

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、およそ2、3か月前をめどに、

地方公共団体情報システム機構から有効期限をお知らせする有効期限通知書が自宅に送付され、更新手続の案内をしておりますが、通知書がなくても更新手続は可能となっております。

次に、健康保険証については、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、従来の健康保険証は令和6年12月2日に廃止され、新規交付は終了しております。既に発行済みの平泉町国民健康保険証は、本年7月31日に有効期限を迎えるため、7月の更新時期に一斉交付を行い、マイナンバーカードを取得していない方や健康保険証との利用登録を完了されていない方には資格確認書を送付し、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード、以下マイナ保険証と申し上げますが、これをお持ちの方には、ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう、氏名、被保険者番号、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを送付することを基本としております。

75歳以上を迎えた方が加入する後期高齢者医療制度については、令和8年8月の年次更新までマイナ保険証の有無にかかわらず、職権により資格確認書を被保険者に交付する暫定運用を行うことが國の方針で示されておりますので、一律に資格確認書を送付いたします。75歳未満の方で平泉町国民健康保険の被保険者につきましては、国民健康保険法において、マイナ保険証の有無にかかわらず、一律に資格確認書を交付することは認められていないため、原則どおりマイナ保険証を取得していない方については資格確認書を送付し、マイナ保険証をお持ちの方は資格情報のお知らせを送付いたします。

これらの情報につきましては、町民の皆様に混乱されないよう、広報紙及び町ホームページにおいても周知を図ってまいります。

私からは以上であります。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えします。

学校の体育館へのエアコン設置は、学習環境にとどまらず、災害時の避難所となっていることからも喫緊の課題と考える。エアコンの設置についての考えを伺うとのご質問がありました。

学校体育館は、児童生徒にとっては日々の教育活動の場であり、地域住民にとっては災害時の避難所として極めて大きな役割を担っています。当町では、災害時の避難所として小中学校の体育館を指定しており、特に夏季の避難生活においては、体育館内の気温上昇が懸念され、熱中症のリスクが高まる状態にあります。こうした状況からも、避難者が安全に過ごせる空間を確保するためには、冷暖房の設備が必要不可欠であると認識しております。

当町では、学校体育館の老朽化状況や断熱性能について把握に努めており、避難所としての機能強化の必要性について検討を進めてきたところです。特に平泉中学校体育館については、断熱性能が低く、現在の構造のままでは冷暖房効果が十分に得られない可能性があることから、断熱改修も含めた対応が必要であると考えております。

昨年度、文部科学省では、「空調設備整備臨時特例交付金」を創設し、冷暖房設備の新設工

事に加え、断熱性能の確保に関する工事も対象に含めることが示されております。この交付金は、熱中症対策を含む避難所機能の強化という観点からも有効な財政支援措置であると捉えております。

空調設備には、施設の構造や規模に応じて多額の費用が伴うため、教育環境の改善と防火機能強化の両面から検討の上、優先順位を整理しながら総合的に判断してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、幾つか再質問のほうをさせていただきます。

まず、町長のほうから少し答えていただきましたけれども、重複するようなところもあるかもしれません、ぜひ課長のほうからも答えていただきたいと思います。まず自転車についてでありますけれども、自転車が通勤や買物等などで内臓脂肪を燃やし、体力、筋力の維持、増進に役立つほか、がんや心臓疾患による死亡、発症のリスク軽減等の身体面や精神面での健康増進につながるということは、ある程度理解されているというのは聞いているのですけれども、もう一度お聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

自転車の効果というところかと思いますが、議員のお話のとおり、通勤や買物等、自転車を活用することにつきましては、体脂肪の燃焼や筋持久力の向上、それから心肺機能の向上に効果があると認識しております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

健康づくりのための身体活動・運動ガイド2023では、1日に3メツツ以上の強度の身体活動を、高齢者は40分以上、成人で60分以上を実施することを推奨しているということも、このガイドには書かれております。3メツツとは、電動自転車、電動アシスト付自転車に乗ることだそうです。4メツツは普通に自転車に乗ることでありますけれども、そこで、なぜここ、ここ平泉で自転車の活用が必要なのかということであります。

アンファーが肥満要注意都道府県ランキングを発表しております。全国47都道府県の20代から60代男女100人を対象に行ったBMIによる調査を基に、肥満要注意都道府県ランキングを発表しました。それによると、肥満要注意県1位は岩手県であります。2位に福島県、3位に山形県が続き、大体トップ10には東北各県が入るような形になっております。

1位の岩手県、BMIは23.5だったのでありますけれども、肥満の指標でいえば25以上が肥満だということでありますので、この100人については、肥満には足りないような形にはなると

思います。そこで、この調査の仕方、多少順位は変わりますけれども、こういう数値をご存じだったでしょうか、お聞きします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

今、お話のあった都道府県の肥満要注意ランキングということは存じ上げなかったところでございますが、岩手県の国民健康保険団体連合会が作成しております「いわて国保の実態」という令和5年度版の資料から、岩手県内の状況について調べたところ、平泉町につきましては、令和5年度において、国民健康保険の被保険者でございますが、内臓脂肪症候群該当者、それから予備軍の割合含めて29.9%ということで、県内の中では25番目ということで、県内ではほかの自治体に比べると比較的低い結果だったというところでございます。

しかしながら、いわゆるメタボと言われる内臓脂肪症候群該当者、それから予備軍の方につきましては、将来、心疾患や脳血管疾患といった疾患の発症のリスクが高くなりますので、国保の担当課とも連携を図りながら、特定健康診査の受診率の向上や保健師や管理栄養士による特定保健指導の充実といった対策に引き続き努めていくことが必要であると感じております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

B M Iについての説明をお願いしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

B M Iにつきましては、体重と身長から求められる計算式ということで、肥満度の目安となるような数値になりますが、標準が22くらいだったかと思われます。先ほど肥満の割合ではということでは、25からというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

この後日談みたいなのがありますて、1位の岩手県についての説明があります。B M I 25を超えている人の人数も全国で最も多く、肥満要注意県であると。アンケートによると、「生活習慣を注意されたくない」が堂々の1位で、病院に行かない理由は「周囲の人に体が弱い、根性がないと思われたくない」という項目においても1位であります。周囲から干渉されたくない傾向があるようだというような指摘もあり、運動習慣は全国41位であるのが肥満要注意県第1位の要因と考えられます。結果、運動習慣が少ないということなっておりますけれども。

そこで、自転車活用推進法についてでありますと、平成29年9月会議で高橋伸二議員が、自転車活用推進法ができる前に質問しているわけであります。今回は、県でも自転車活用推進法

をつくりました。平泉町では、国・県の推進計画を見極めながら、町の施策と結びつけながら精査し、必要に応じて推進計画を作成したいと思うとのことでありました。今回の都市計画マスタートップランでも書かれておりますけれども、どのように検討してきたのかもお聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

自転車活用推進計画について、どのように検討してきたかという質問でございますけれども、令和6年、昨年度になりますけれども、一関、平泉町、奥州市の自治体担当職員と民間、岩手県の担当者で、岩手県南サイクルツーリズム研究会が結成されまして、勉強会が開催されました。その勉強会では、県南地域の現状、サイクルツーリズムの先進事例、自転車活用推進計画等についての情報共有が図られたところでございます。また、平泉、一関、奥州市が合同で、県南地域の自転車活用推進計画の策定についても検討がなされたところでございますが、各自治体での住民や民間のニーズ等、機運がまだ高まっていないことから、引き続き勉強会に参加して、情報等を注視していきたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

県内では、北上市が自転車活用推進計画つくっておりますけれども、平泉町でも検討すべきではないですか、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

先ほども述べましたけれども、岩手県南サイクルツーリズム研究会や、平泉町、一関市、奥州市が合同で県南地域の自転車活用推進計画についても検討しているところでございます。今後も、町で環境の整備だけではなく、健康の増進だったり、観光振興への活用だったり、その必要について、関係部署横断的に調査していきたいと思っております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

県南地域というか両磐地域で共にやっていくという形になるのかなと思いながら聞いておりましたけれども、この自転車推進については、ここで質問 자체は終わりたいと思いますけれども、今回、健康についてでありますし、岩手県健康国保課ではありますけれども、岩手県も統計を取り始めた頃と比べると伸びてはいるのです。脳や心臓の病気による死亡率が全国よりも高いことなどもあり、こうした結果となっているのではないかと思います。生活習慣や運動習慣の改善に積極的に取り組み、健康寿命も全国平均に近づけていきたいというふうに申してお

ります。

自転車自体が五感を使い自然を体感できる、平泉町ではあまり自転車乗る人は見ていないというか、観光客ぐらいしか見なくなってしまったというようになっております。時には3キロ以内だったら車より速いというような話もあります。全国平均で、市町村で使う方々というのの大体50%ぐらいなそうですけれども、岩手県は8%ぐらいしか使っていないというようなこともあります。アンチエイジングや心にも効くという部分も含めて、ぜひ財布にも優しい自転車、活用していただきたいと思います。

それでは、2番のエアコン設置についてあります。

高齢者世帯への補助を取り上げたのでありますけれども、熱中症の死亡者の高齢者の比率がとても高いのであります。2010年頃から、熱中症の死亡者は65歳以上の方々が増え、1980年頃が33%だったものが、2020年には87%にもなっているということです。大体9割近くが高齢者で倒れているということです。発生場所も4割が自宅で起きていると、町でも防災無線で呼びかけておりますけれども、このことはご存じでしょうか、お聞きします。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

先ほどお話をありましたとおり、熱中症につきましては、毎年この時期から大変気候が暑くなるということで、特に高齢者の方につきましては、喉の渇きですとかが感じにくいというところもございまして、熱中症で倒れてしまうというふうなリスクがあるということは承知しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

昨年度も行ってきた省エネ家電でありますけれども、平泉町でも補助を出しておりますけれども、大体15件ぐらいかと思ったら20件ほどだと思いますけれども、省エネ家電の補助がありましたけれども、その利用状況、そして高齢者世帯への補助はどれぐらいあるかというのも分かれば、ぜひお願いします。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

令和5年度、令和6年度と、省エネ家電の買換え購入促進事業ということで、2か年実施した事業でございまして、昨年度につきましては、エアコンに関しましては20件ということで補助を出しているというような状況でございます。その間、令和5年度につきましては44件といったようなところでございまして、これらエアコンにつきましては、各家庭のところで利用されているというふうに把握しているところでございます。

また、ここの部分に関しましては、省エネ家電ということで、省エネ性能が高いものへの買

換えということで事業を実施したというところでございましたので、その世帯が高齢者世帯かどうかというところまでは把握していないところではございますけれども、いずれにしましても、合わせまして、省エネ家電、省エネエアコンへの買換えといったところでは、そういうた数字で押さえているというような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

省エネ家電は、昨年20件、その前は40数件だったそうでありますけれども、新規の方は対象になりません、当たり前のことですけれども。高齢者の方、エアコンがない家庭も、私の家も含めてまだまだあります。そして、費用は5万から10万円、またはそれ以上、室内の大きさに応じて、エアコンだけで10万円以上するのもほとんどであります。これでは買えないのではないかと私自身も思うのですけれども、費用の支援というか、補助を出すべきではないですか、どのように考えますか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

エアコンの設置費用の助成というところで、先ほど町民福祉課長から答弁がありました省エネ家電につきましては、買換えというところの補助でございますが、新規のエアコンの購入費用の助成ということに関しましては、高齢者世帯に限らず、電気代の面ですとか、それから初期費用の面など、経済的な理由で設置されていない世帯もあるかと思われますが、エアコンによって、冷え過ぎが苦手であったり体調に影響が出るということで、エアコンの使用を控えているご家庭もあるのかと考えております。

現時点につきましては、新規にエアコンを購入する高齢者世帯への費用の補助は考えていないところですが、エアコンの使用以外にできる熱中症対策というところは、これまでどおり引き続き周知してまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

先ほどエアコンの設置でありますけれども、設置するその費用が、またエアコン代だけではなくてかかるということで、東京都あたりでは、設置費用等も結構出すようなところも大分出ております。分電盤の取替えやアンペアの変更などが必要になります。そして、その費用についても支援とかが必要ではないかと思いますが、いかに考えますか。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

エアコンの設置に係る諸費用についての助成はというところかと思いますが、エアコンの設

置につきましては、初期費用もかかるわけでございますが、電気代、それから定期点検などした場合、またフィルターの交換などが定期的に行う必要があるということで、設置後も費用が発生すると考えているところでございます。まずは、各家庭において計画的な購入、それから利用を進めていただくように周知もしてまいりたいと思います。

繰り返しにはなりますが、現時点では、新規にエアコンを購入する費用の助成、それから設置に係る諸費用というところの費用助成については、予定はしておりませんが、熱中症対策として、小まめな水分や塩分の補給、それから扇風機等を利用した換気、それからクーリングシェルターなども有効に活用していただいて、熱中症対策をしていただけるように啓発に努めてまいりたいと考えております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ被害者が出ないような形にしていただきたいと思います。

先ほどの設置費用でありますけれども、エアコン代以外に5万から10万円、下手するとそれ以上に分電盤の取替え、アンペア変更などで15万円近くかかるというような試算もあります。そして、岩手県でありますけれども、令和6年5月から9月の緊急搬送人数758名のうち、493名が高齢者であるということも踏まえて、いかに高齢者が多いか、大体4割、5割が室内であるということをぜひ考えていただきたいと思います。

昨日、体育館へのエアコン設置について同僚議員の質問で、熱中症による搬送、搬送者はないということですけれども、学校や教育委員会でもいろいろな対策をしているとお聞きしております。暑さ指数（W B G T）や熱中症指数計を活用して対策しているのでしょうか、お聞きます。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校等におきましての熱中症に対する対策といったところでございますが、学校には暑さ指数計を設置しておるところでございます。こちらにつきましては、持ち運びできるといったようなものでございまして、職員室のほうに設置しているというような状況でございます。

その暑さ指数計であったり熱中症警戒アラート、あとは各教職員がそれぞれのスマートフォンでアプリ等によって、その日の予報であったり速報といったようなところを確認しながら、教職員がその日の気象条件をそれぞれ把握しながら、児童生徒の活動を柔軟に調整しているといったようなところでございます。

加えて、やはり体育であったり校外学習等の各場面におきましては、水分補給といったような声掛けや日陰での休憩確保、服装への配慮といった、日々の行動の中で熱中症のリスクを低減させるといったような取り組みを実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

被害者が出ないということは、とてもいいことでありますけれども、最近の暑さは、ますます暑くなっているような気がしておりますけれども、都会のほうでは、学校では校庭で行う授業を体育館で行ったり、そして体育館で行う授業をエアコンのある少し広い部屋、例えば視聴覚室なのか音楽室か分かりませんけれども、そういうところで行っているというふうなこともお聞きしますけれども、平泉町にもそういう取り組みというのはあったのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

体育等の授業での取り組みというようなところでございますが、先ほども申したとおり、暑さ指数計等を活用しながらということで、その日の気象状況によって対応しているということでございますが、各学校におきましては、屋外での体育などの活動につきましては、午前中の比較的涼しい時間帯に前倒しして授業を行い、午後は室内で行える教科へ変更をしているといったようなところで、時間割や、日によっては曜日そのものの時間割を入れ替えて調整しているといったようなことで、温度の高い時間帯に児童生徒が無理をして活動をするといったようなことを避けながら、熱中症のリスクを抑えるといったような配慮に取り組んでいるというようなところでございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

できるだけ、今までなかったわけですから、できるだけ被害ないような形にしていただきたいと思いますが、昨日も空調設備臨時特例交付金についての話をされておりましたけれども、エアコン設置率は18.9%と、小中学校でありますけれども、10年間で95%まで増やすというようなつもりで国は考えているようになりますけれども、平泉町でも活用して設置するというのは、やはり考えはないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

議員おっしゃるとおり、国のほうでは、その臨時特例交付金といったようなものを昨年度策定しておりまして、10年間で95%に引き上げるといったようなことを掲げております。これは、やはり国としても、抜本的な改善を目指すといったような表れではないかなと思ってございます。こういった臨時特例交付金によって、全国各地でも、こういった取り組みが進んでいくのではないかなということと、当町にとっても本当に意義のある制度ではないかなと受け止め

おるところでございます。

町内の小中学校の体育館につきましては、冷暖房の効果を最大に引き出す上では、やはり体育館の構造に応じて断熱改修も必要になってくると、その施設によってはですね、という場合が考えられることから、こういった臨時特例交付金といったものを活用したとしても、多額の費用が伴うのではないかなど考えてございます。

今後、そういったところも踏まえつつ、町の財政状況を鑑みつつ、施設整備の優先順位といったようなところを見極めながら、このエアコンの整備に関しましては、昨日も答弁しましたが、町の学校の施設長寿命化計画等の見直し等を含めながら、あらゆる要素を踏まえた上で検討していく必要があるのではないかなどと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

大体エアコンについては、こんな感じかなと思ってはいたのですけれども、平泉町、避難場所として、昨日、同僚議員は話しておりましたけれども、各公民館へのエアコン設置が結構進んでおります。そして、町公民館はもちろんエアコンがあります。ある程度のところは進んでいるというような形だと思います。

今、差し当たって体育館で必要なところといえば、平泉小学校への体育館のエアコン設置ではないかと、私自身は考えておるわけです。あの小学校については、子供たちだけではなくて、講演や集会などが行われる場所であります。ぜひ検討すべきではないですか、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

平泉小学校の体育館へのエアコン設置というようなことかなと思いますが、確かに平泉小学校の体育館におきましては、児童の教育活動のみならず、町の事業や講演会といったような多目的にも活用されているというふうな状況でございます。そういったところから、エアコンの整備による快適性の確保の必要性につきましては認識しているというふうなところでございます。

しかしながら、先ほども申したとおり、エアコンの設置には高額な費用がかかってくるというようなところと、設置後も長期的な維持管理コスト等も見込まれるというふうなところで、財政的な負担も大きくのしかかってくるというようなこともございますので、現時点では、財政状況を踏まえた慎重な検討が必要ではないかなと思ってございます。そのため、まずその避難所といった優先順位は、体育館の利用実績などを基に、繰り返しになりますが、町の財政状況を踏まえつつ、あらゆる要素を踏まえた上で、今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ検討いただきたいと思います。

それでは、マイナ保険証についてですが、世田谷区や渋谷区では、持つか持たないかで切り分けせずに、一斉に資格確認書を送るとしています。平泉町でも行うべきではないでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

世田谷区、渋谷区でも、一斉による資格確認書の交付というところでございますけれども、こちらのほうでも、インターネットと報道等を通じまして、そういったところを確認しているところでございます。特に世田谷区に関しましては、区長さんがホームページのほうで載せて、そういう対応を取るというところで明言されているというところも確認しているところでございました。

というところではございますが、町長答弁で申し上げましたとおり、後期高齢の分に関しましては、一斉で資格確認書の発行が認められているというところではございますが、国民健康保険の部分に関しましては、マイナ保険証の持っているか持っていないかというところで、資格確認書、資格情報のお知らせというような形での発送をするというところで、今、7月に向けて準備を行っているというような状況でございます。

世田谷区さんのはうの情報を見ますと、やはり現場での課題というところも述べられておりまして、マイナンバーカードが始まっています、ちょうど今、5年目の電子証明書の更新という方が、当町の窓口にもかなりの数、毎日いらっしゃっているというところは、ひとつそういう状況があるというのもございます。

それから、保険証につきましては、昨年の12月に廃止ということで、今年が一斉更新、初めてのところになります。そういう部分での案内、周知は丁寧にやっていかないと、医療機関を受診をしていただくためには必要な部分がありますので、そういうアウンスをしながら、資格確認書、資格情報のお知らせの発送に関しましては、十分に配慮して行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

これからしていくわけですけれども、既に来ているという話もありますけれども、資格確認書を年齢やマイナ保険証を持つ持たないで分けていくことと、分けないで交付する場合では、かなり事務手数料というのは違うのでしょうか、事務手数料。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

事務手数料というか、経費の部分でございますけれども、今回、初回というところで、まだ実績が出ていないというようなところでございまして、具体的な数値のところは押さえていなければなりませんが、やはり発送件数が増える、資格確認書、資格情報のお知らせということで、同じ世帯の方でもそれぞれ異なるような場合だと、やはり2種類発送しなきゃならないとか、そういった部分での郵券料の部分に関しましては、差が発生するのかなというふうに見てございましたし、また2種類の書類を印刷をする、準備をするといった部分もございますので、そういう部分の印刷費、委託料等、そういった部分での差が発生する可能性はあるかなと見てございますけれども、昨年度と今年度、実績を見て、そういったあたりも精査をしてまいりたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今年は一斉にというふうには無理かなと思ってはおりましたけれども、できればやってほしいところではあります。平泉町でも、令和8年度に1,100件以上、令和9年度には2,200件以上が有効切れを起こします。持つ持たないで切り分けせずに、資格確認書を交付する対応をしていくことが望まれます。ぜひ、今年はしようがないかなと思うのですけれども、今年の部分を見て、来年の分で検討してもらえたらいいかなと思うのですが、いかがですか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

資格確認書の一斉交付というところでございますけれども、いずれにしましても、世田谷区、渋谷区の実施状況、あとは厚労省の対応等を今、注視しているところでございましたので、そういう部分を見ながら、それから、当然現場のほうを、利用者の方に混乱を来さないような形で取り進めるというところも非常に重要なところでございますので、そういったところをやりながら、そういう制度の改正等があれば、柔軟に対応してまいりたいと考えておりましたし、引き続き医療機関への受診に支障がないような体制で臨みたいと考えておりましたので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

質問はこれで終わりますけれども、ぜひ町民のために、経費もあまりかからず、町民がいいと思えるような施策をぜひやっていただきたいと思います。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時59分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告8番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

8番目の千葉勝男でございます。

緑あふれる季節となりました。国内においては、備蓄米の報道が毎日のようになされておりますが、そのような中、この地方の田植も終わって、ほっとしているものと思っているところであります。

さて、それでは、本町の課題と思われる点について伺ってまいりますので、建設的な答弁を求めるものであります。

まず、その1つは、質問事項の1つでございますが、町長の外交についてであります。

その1つとして、青木町政3期目も、残すところ1年余りとなりました。その間、コロナ禍もあったが、毎年、企業訪問をはじめ、いろいろな形で出張されてきていると思っております。その成果が見え隠れはしていますが、実際問題、現在その件についてどうなっているかを伺うものであります。

それから、5月22日から、ドイツ・シュパイラー市へ国際友好事業のため行かれましたが、今後その町とどのような関係をつくろうとしているのか、または今回で終わるのか伺うものであります。

2つ目でございます。コミュニティバス運行に係る課題について。このことは、長島地区から乗車する場合、役場に一番近い停留所は駅前となっておりますが、役場などへの用事があつても駅から歩かなければならないため、旧4号線西側への停留所の設置が利用者から求められているところであります。このことについての考え方をお伺いします。

3つ目でございますが、七曲のトイレ設置についてであります。この件については、何年も前から一般質問もあったわけでございますが、その設置についての考え方を伺うものであります。

4つ目でございます。平泉温泉の入館者数についてであります。令和7年4月から使用料の値上げを行ったと思いますが、入館者数への影響はあったのか伺うものであります。

5つ目、平泉文化遺産センター敷地内の草の処分についてであります。センター敷地内に刈り取った草や枝、長年積み重なっているが、今後この処理についてどのように考えているか、お伺いをするものであります。

質問は以上であります。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えいたします。

町長の外交についてのご質問がありました。

初めに、町の友好関係にある都市等についてですが、姉妹都市の和歌山県田辺市、友好都市の東京都江東区、文化交流協定を締結した山形県酒田市、災害時における相互応援に関する協定を締結した愛知県幸田町、また、海外では、友好交流都市に関する協定を締結した中国の浙江省天台県があります。これらの都市とは、双方の歴史的なつながりや共通の産業、催事などが発端となり、交流を行ってきております。

昨年7月に、酒田市で発生した豪雨災害への対応については、被災地へ職員を派遣し、被災者の支援、ニーズ調査などの業務支援に当たってまいりましたが、こうした取り組みによって、より強固で持続可能な協力関係を構築することとなります。将来の防災・減災対策や地域活性化にも寄与するものと考えております。

また、昨年10月に幸田町合併70周年記念式典並びに防災サミットへ出席し、防災サミットにおいて関係自治体12市町によるフリーセッションで意見交換を行い、災害時の危機管理体制、自治体間の相互応援の重要性について認識を新たにしたところであります。

さらに、歴史的なつながりのある国見町や気仙沼市、世界遺産の小笠原村とは、児童交流など行事を中心とした交流を、まちづくりに関する方向性を同じくする一関市、栗原市、登米市とは、広域連携を枠組みとして、市町村の課題解決に向けた取り組みを推進しているところであります。

いずれの市町村とも、町を活気づけていくことや住民生活の安全性の確保などを共通の目的とし、情報交換を図りながら友好的な交流を推進してまいります。

企業訪問に係る出張につきましては、岩手県と県内市町村で構成する岩手県企業誘致推進委員会と連携しながら、東京や愛知などで開催されている「企業ネットワークいわて」に毎年参加し、本県のものづくり産業と関わりの深い自動車、半導体関連を中心とした企業様と直接対話することで、現在の企業情勢やニーズの把握に努めており、企業推進、進出のご要望があつた際に速やかに対応できる体制を整えております。

また、誘致企業へのフォローアップが重要でありますので、フタバ産業本社を訪問し、定期的に意見交換をしながら、状況に応じて必要な支援を継続しているところであります。こうした情報交換を通じて、例えばフタバ産業と取引のある企業様等の立地なども想定しながら、刻々と変化する情勢を捉えていくことが必要と考えております。

次に、ドイツ連邦共和国・シュパイヤー市との国際友好交流事業についてであります。5月22日から28日まで、私のほか当町の郷土芸能団体であります達谷窟毘沙門神楽のみなさん、地域おこし協力隊の山内隊員、担当課の職員から成る総勢10名の訪問団でシュパイヤー市を訪問してまいりました。

当町とシュパイヤー市の関係性につきましては、世界遺産を有する市町の関係から、かねてより交流があり、令和元年に初めてシュパイヤー市訪問団が来町し、町内視察対応及び歓迎行事等を実施しております。その後、コロナ禍の影響により、一時交流事業を休止しておりましたが、令和6年度に再び訪問団が当町を訪れ、シュパイヤー市副市長からの親書により、交流事業再開に向けて、今回の日本文化発信イベント「NONKICON」へ招待を受け、訪問する運びとなったところがありました。

今回の訪問では、シュパイヤー市の意向により、日本文化の伝統芸能に関わる青年層との交流を希望されていたことから、当町の誇れる伝統芸能「達谷窟毘沙門神楽」に携わる若手メンバーを主体に派遣し、現地で町無形民俗文化財である神楽を披露していただきました。また、平泉を発信するブースを設け観光PRを行ったほか、在フランクフルト日本国総領事館の伊藤総領事との面会や、イベント参加団体交流会、世界遺産の視察など、幅広い交流・研修を行ってまいりました。特に、10代の若者3名が参加されたことは、今後の平泉を担う若者的人材育成に大きく寄与できたものと考えております。

今後も、本交流事業を官民が一体となってさらなる交流を重ねることで、両市町の文化や伝統への理解を深めるきっかけとし、今後の友好交流都市協定等の締結や交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

また、コンパクトな町が持続的に人材を育成する事業には大きな意義があることから、異国の文化に触れることで、地域の文化や産業を見詰め直し、言語や生活習慣を超えた心のつながりが生まれ、将来的な国際社会に貢献する豊かな人間形成や郷土愛を育む機会とともに、これから平泉を担う人材育成、まちづくりのための「ひとつづくり」に必ずやつながるものと確信しております。

不安定な世界情勢の中、相互理解の深まりは、争いのない平和な理想郷を目指した平泉の淨土思想を世界に向けて発信する意味合いも生まれ、国際社会における当町の意義も大きいことから、今後も国際交流事業を継続してまいります。

続いて、コミュニティバスの運行に係る課題についてのご質問がありました。

現在、コミュニティバスは交通空白地、交通不便地域の解消を目的に、町内の3ルートを運行しており、いずれのルートもJR東北本線や岩手県交通が運行する一関平泉線と接続される交通結節点であります平泉駅を起点に運行しております。

今回、ご質問のありました旧4号線西側へのバス停設置につきましては、町、交通事業者、関係団体などで構成する平泉町地域公共交通会議が昨年度に実施した町民アンケート、コミュニティバス利用者へのヒアリング調査においても、役場またはエピカへの新たなバス停の設置を求める意見が寄せられておりますことから、さらなる利便性の向上に向けて、今年度中の新

たなバス停の設置を検討してまいります。今後、交通事業者とも協議を重ねながら、平泉町地域公共交通会議で各構成員の同意を得た上で、国への申請準備を進めてまいります。

続いて、長島七曲のトイレ設置についてのご質問がありました。

公共トイレの設置につきましては、地域住民の利便性向上や観光振興といった効果が期待できる一方で、設置場所の選定、維持管理の費用、防犯対策など検討すべき点も多くあります。現在、町では、公共施設や公園など利用者の多い場所に公共トイレを設置しておりますが、既存のトイレの老朽化対策やバリアフリー化なども重要な課題と認識しており、限られた予算の中で優先順位を考慮しながら対応を進めている状況です。

長島七曲地区における公共トイレの設置につきましては、まずは地域住民の皆さんのご意見を伺いながら、設置の必要性や具体的な場所、管理方法などについて慎重に検討する必要があると考えております。

続いて、平泉温泉の入館者数に関し、料金改定による影響についてのご質問がありました。

入館者数の実績につきましては、令和7年4月は6,289人であり、対前年同月期でマイナス14.4%、1,060人の減となっております。また、令和7年5月は20日現在で4,549人であり、対前年同月日でマイナス12.5%、655人の減となっております。一方、平均入館者数で見ますと、令和7年4月は1営業日当たり252人であり、前年に比べて1営業日当たり10人の減であります。また、令和7年5月20日現在で、1営業日当たり268人であり、前年に比べ1営業日当たり38人の減であります。

令和7年4月から、使用料の改定と併せて休館日の見直しも行いましたので、入館者数は、先ほど申し上げたとおり減少しておりますが、料金改定の際に策定したシミュレーションのマイナス12.2%とおおむね同水準ではあります。引き続き、料金改定の影響を注視しつつ、食堂を含む平泉温泉が地域福祉活動の拠点として、町民相互の交流の場、健康増進の場として、さらに利活用していただけるよう、町ホームページを含めた情報発信の強化に取り組み、誘客促進に努めてまいります。

私からは以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

千葉勝男議員からのご質問にお答えいたします。

刈り取った草や枝の今後の処分方法についてのご質問がありました。

刈草等の処理については、岩手県の放射性物質により汚染された廃棄物等の処理等に係る対応ガイドラインにより、現場保管とすることが定められております。このため、無量光院跡や観自在王院跡等の史跡地の刈り草等の処分については文化遺産センター敷地内に集積しており、これまで重機による攪拌や薬剤の投入による減容化に努めてきましたが、14年が経過し、ご指摘のとおり堆積量が増えてきている状態となってきております。経年により、放射線量も減少傾向にあることから、処分方法については、町の原発放射線対策本部会議で検討しながら、国

や関係機関と協議を通じて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

町長から答弁いただきました。

まず、質問の前に、指摘をしておきたいと思います。それは、私は、町長の今、答弁がありましたが、友好関係にある都市を聞いているのではありません。これまでのいろいろな形で出張されたり様々な形で、いわゆる成果を聞いておりました。その成果ではなくて、今のご答弁は、接ぎ木でいえば、木と竹はくっつきません。それと同じで、かみ合わない、これだけを指摘しておきたいと思います。

それでは、改めて質問をいたしますが、町長の外交についてお尋ねをします。一時期、町長はスマートインター付近に、はっきりは申しませんでしたけれども、何らかの例ええば企業誘致みたいな感じのお話がされたことがありました。それらについては、今どうなっているのか、まず伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインター周辺の開発につきましては、コロナ以前から協議を始めてスタートしておりました。当初は、スマートインターチェンジが完成する時期を目安に、商業地等の開発を進めるということで検討してございましたけれども、コロナ禍によって企業進出がなかなか厳しい判断ということで、一時休止という形になりました。

昨今のコロナ禍後の経済状況等も見まして、開発に携わっていただけるという事業者の方が出てまいりましたので、現在、その企業内において開発の検討に入って、検討といいますか、開発の可否の検討に入っております。その収益性がどうであるとか、集客力がどうであるとか、あとは昨今のこの物価高騰というのも非常に大きいというふうな話もございまして、今は社内検討の段階ということになっております。

企業に全てをお任せするということではなくて、町としましても、町の課題であります公園であったりとかを整備するという方向性もございますので、そこは企業と一緒になりながら、どういった開発がいいのかということで、今、検討している段階でございまして、今週も町長が本社に出向いてお話をするという予定になってございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それから、ご答弁の中で、企業進出の要望があった場合には、速やかに対応する体制が整っているというご答弁をいただきました。これについての中身をお聞かせください。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

毎年、名古屋のほうで行われております企業ネットワークいわてに参加する中で、企業さんの現状等を把握した中で、企業進出の企業立地のお話があつた際に対応できるということでございまして、そこに行っていなければお話もできないというふうなことでございます。

現実問題として、では平泉に立地したいとなったときに、どこかという話になるわけですが、現状としましては、平泉の大平の土取り跡地というものを候補にはしてございますが、進入路の問題が非常に大きな課題となってございまして、その企業様とのお話にもなりますけれども、例えば企業のほうで道路を整備するであつたりとか、あるいは町のほうで何らかの補助で整備するとかというふうなことが可能性が見えてくれば、立地する企業さんも出てくる可能性もあるということで、そういうお話も、その名古屋の際にはお話しする機会もございます。

あとは、4号線が勾配がきついというふうなことで、実は4号からの出入りが現状ではできないというふうな立地になっております。そこが一番の課題でございまして、今後の4号線の拡幅あるいはルートの見直しだったりというのも併せて検討しないと、現状で開発をいたしましても出入りができないとなった場合には、企業にとってもメリットがないということになりますので、もうろろの課題を併せて検討している段階ということになります。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今お話のあつたその場所は、私も承知をしておりますが、いずれにしても、このお話は前々から企業誘致の話等々で出ていました。今おっしゃられたように、取り付ける道路の関係だつたり、いろんな課題があるよというお話でしたが、その後にあっても、現地はそのまんま手つかずのまんまであると思っていますが、いずれ今お話があつたような道路の関係だつたり、そういうものまで自前の会社で整備するような会社が現れればというお話になりますね。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現状において、例えば町が町道を整備するとなつた際に、かなりの事業費がかかるということをございまして、現在の財政状況の中で、町が先行投資をするという判断の時期ではないというふうには思っております。その中で、今、議員ご指摘のありましたとおり、企業のほうで例えば道路を整備するというパターンもございますので、そういう場合には、すぐ造成にかかるよういうふうな準備を内々ではしているというふうな段階でございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、外交に関わる問題でございますが、私の願う外交というのは、先ほど様々な友好都市の関係等々お話をいただきましたが、やっぱり町長の町のトップのお仕事は、ただ外交する、それから友好都市を回る、そういうことではなくて、平泉町のためになる何かを引き出すというのが、町長の一番大事なお仕事だと私は思っています。

そういうことで、これから町政運営は、人口減少はもとより、本町の税収がますます厳しいものとなってくることから、これからの町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

外交について全般にわたって言えば、かなりの時間を要しますが、まず、この本会議での質問に対しては、まずはしっかりと、まさしく今、税収入が上がるという、実績を私は述べるのではありませんが、先ほど課長も答弁されたように、全ての政策が、今回議会でもいろいろ議論されている、また一般質問でもいろいろ議論され各議員、皆様方からいろいろとご提案がありました。そういったことを総合的には全て、今、喫緊の課題であります、この人口減少をどう町としてしっかりと捉えながら、今後のまちづくりを進めていくかという、そういう原点だというふうに私は位置づけております。そして、今まで、こうして皆さんのお力添えをいただきながら町長職を、そして外交も含めながら、様々な角度から誠心誠意務めさせていただいております。

そんな中で、先ほど課長の答弁にもありました、企業誘致も常にどういった企業誘致活動も顔を出していかなければ、自分で、今日は副町長が行ってくれとか課長が行ってくれという、そういう形での外交では、やはり実は結ばないものと特に感じております。特に現在進めております4号線の4車線化についても、企業誘致をまさしく促進させる一つの行動であります。そのためには全国、道路の全国大会、この間も全国の大会ありましたが、実際、首長が出席したというよりは、今回のくらい来たことないというくらい九百何名、全国から集まりました、大会に。

しかし、その道路要望というのは、やはり自分たちが自ら参加して、全国の大会ですから、私一人ぐらい行かなくてもなんていいう、そういうことではなく、やはり自らが動く、実はあるときなのですけれども、ここでは申しませんけれども、トップがどのように来て、そして動いて行動しているかということを、やはり見る人は見ているという、そして企業誘致もそうだというふうに思っております。そういった意味では、名古屋、東京、岩手県企業誘致のときは、特にこの4号線沿いの首長は欠かさず出席しておりますが、やはりその意気込みというのは、どの市、どの村、町にも負けない姿勢を出していかないと、なかなか実を結ばないというふうに思っております。

そういう中で、フタバ産業とも、その企業誘致、もう誘致されていた後でしたけれども、その後、長島製作所さんもここに入っていただきました。そういう部分も、やはりそうした

足を運んだ一つの成果だというふうには思っております。

しかし、それをしっかりと支えていただくのは、決定するにしても、全てが議会の皆さんのご理解がなくては、何事も実行に移せないというのも事実でありますので、今後も、私が出張する、また先日のシュパイラー市との交流もですが、いずれは日を改めて報告すると申しましたように、その行動はしっかりと今後も皆さんにつなぎながら、町長の職務を執行してまいりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。端的な部分でありますけれども、お話をさせていただきました。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ企業誘致にあっても、国道4号という、日本の大動脈である4号線でございますので、ぜひ県南のほうが若干北のほうよりも遅れていますので、これからもぜひ活躍をして、一日も早い4車線化になるように期待をしておりますので、お願ひしたいと思います。

それから、次に、ドイツのシュパイラー市との友好交流事業についてでございますが、お答えは、シュパイラー市、なかなか語りづらいものですから、ドイツと言いますのでご理解をいただきたい。ドイツのシュパイラー市の意向で、日本文化の伝統芸能に携わる青年層との交流を希望されていたことによって、達谷の窟毘沙門神楽の若手のメンバーを派遣をしたということをお答えをいただきました。この今後の平泉を担う若者的人材育成に大きく寄与していただいだと、また、交流人口拡大にもつなげたいと、こういうふうにご答弁をいただきました。

お聞きをしたいのは、今後も国際交流事業を継続すると結んでおりますけれども、この費用はこれ自腹で行くのですか、例えば今後行くときに。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今回につきましては10名、達谷の窟毘沙門神楽から6名ということで、町のほうで費用負担をいたしました。一部、国の財団のほうから補助を今回頂いたということでございますが、何せやっぱり遠い国でございます。この費用負担を全部町でというのはなかなか、そして毎年行くというのもなかなか困難な部分もあるかというふうに思います。

その中で、今回は町の主導してということになりますが、実は今回行った中でも、もう早速、今年中にもう平泉に行きたいという方とかもいっぱいいらっしゃって、そういう対応を今度こちらでしていくということになりますが、役場だけでの対応ではなくて、例えば国際交流協会であったりとか、あとは国際交流に携わる地域おこし協力隊も今回配置をいたしましたし、ユネスコ協会であったりとか、ロータリークラブであったりとか、そういう方々に、今度平泉にお越しいただくときには関わっていただいて、今後の交流の在り方を一緒に考えたいなというふうに思っております。

それで、先ほど答弁の中にもありました人材育成に今回結びついているということが、やっぱり一番大きなもう一つの側面だというふうに考えております。以前、数十年前にもなりますけれども、人材育成事業ということで、例えば女性の教育研修であったりとか、若者の教育研修であったりというのはあったわけですけれども、その参加した方々が、今、町内の各団体でリーダー的に活動をしているというふうな実情がございます。そういう意味では、人材育成というのは非常に長い目で見て効果が現れるものというふうに考えておりまして、今回は単なる国際交流だけではなくて、人材育成の分も含んでということでございますので、今後においても、どのような派遣の仕方等があるかを検討しながら、あるいは町でやるのか、あるいは支援をしていってもらうのかということも含めて、これは検討が必要だというふうには思っております。

そういう意味で、単なる現地で異国を肌で感じるだけではなくて、若者の人材育成、次代を担う若い人たちの人材育成の部分も併せ持った形での交流の継続、そして費用の在り方については今後検討していくということにしております。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ公費を使うということになろうかと思いますが、友好都市だったり様々な形で費用がかかるとは思います。特にドイツですから、かなりの費用がかかると思いますが、これは議会の議決、同意、必要なのですよね。要らないのですか。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

当然、旅費あるいは今後、例えば補助金になるのかにしても、予算としての議決をいただくということになりますので、その予算の上程するたびにご説明を差し上げるということになります。そして、議決をいただきましたら執行するという形になります。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そうだと思うのですよ。何でこのお話を聞いたかというと、これからも、いわゆる友好都市として交流をすると言い切っているから、これ自腹で行くのかなと私、思ったのです。違いますね、はい、分かりました。

それから、いずれこの行った人は分かるのだけれども、ドイツというところはどのような町なのか、百聞は一見にしかずということがあります、行った人は分かる、お話は何ぼ聞いても分からない、これが現実です。例えば、行っているドイツにある世界遺産は何遺産なのか、あるいは人口は何人か、そこらあたり、ぜひさわりでもいいですからお聞かせください。

議 長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

ドイツ・シュパイヤー市は、フランクフルトから南のほうに位置する地域でございまして、ドイツ国内の中では小規模な自治体というふうになっております。平泉町と同等、あるいはもう少し小さい面積の中に5万人以上が住んでいるということでございまして、平泉と同じように世界遺産を有しております。2か所、その狭い地域の中に2か所有しております。代表的な世界遺産につきましては、かなり有名でありますシュパイヤー大聖堂というものがございます。もう一か所につきましては、ユダヤ人教会跡です。2つの世界遺産がありますが、特にこのユダヤ人教会跡については、約900年前のものということで、これは金色堂とほぼ同時期のものということで、今回行って初めて分かったのですけれども、そういった意味でも、何か親近感が湧くといいますか、歴史は違いますけれども、時代的には同じようなものということで、そういった共通点もあるのかなというふうに考えていましたところでございます。

まさに百聞は一見にしかず、これをなかなか伝えるというのが難しいところではありますけれども、実は町長も現地で百聞は一見にしかずという、もうまさにその言葉を使って、本当に肌で感じなければ分からぬこと、そしてドイツの方も同じことを言っていただきました。ドイツには民俗芸能というのがほぼないということで、今回の神楽が非常に大好評で、もうぜひ来年もみたいな話はあったので、それは約束はできませんけれども、非常に人気が高いものでございました。

このように、私たち行ったメンバーについては、やはり町民の皆様に報告する義務があるというふうに思いますので、まずは関係者に来週になりますが、議長にもお越しいただきながら、国際交流協会の皆様であったり、ユネスコ協会の皆様等もお呼びをいたしまして、それから参加されたご家族も参加をいただきながら、まずは報告会を開催したいなというふうに思っておりますし、報告書、少し時間かかりますが報告書を作成します。あとは町民の皆様に報告する場を設けたいというふうに思っております。ぜひその際にはご参加をいただきながら、我々も百聞は一見にしかずの内容を極力分かりやすいようにお伝えをし、今後の交流につなげていきたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

それでは、次に移ります。

次は、トイレの関係でございました。これは、長島にJAの支店があって、その隣に倉庫がって、JAの支店があそこの場所から廃止になったと同時に、倉庫も解体をする、農協で造ってあったトイレも解体撤去したということで、それまでは小学校の生徒だったり様々な方が利用しておりました。

何でこの問題を取り上げたかというと、ご案内のように、いわゆる県道14号線、一関北上線ですが、これが今回、今年度から工事が始まる、移転から始まると聞いていますが、それに伴

って、トイレの設置の話を出したわけです。それがなぜかというと、14号線、前沢の鶴ノ木に、町長はご承知かと思いますが、公衆トイレがございます。これは平成8年に国の環境整備に係る補助金というものを使って造ったと言われております。

お答えにあったように、清掃だったり委託だったり様々なことで、それなりの経費がかかるということは存じ上げながら質問していますが、いずれそういう場所に新しい道路もできる、前沢に県道沿いに1か所あるだけで、七曲付近と言ったほうがいいのかな、近くには小島神社があったり、様々な形で公衆トイレの必要性というものを私は感じています。

それはなぜかというと、長島と平泉が合併して久しいわけですが、やっぱり均衡あるまちづくりというものが必要なのです。そのためにも、もう旧長島村であった、あるいは平泉村であった、その時代を、いわゆる時代の流れによって合併をされた長島地域だって同じような形で、継子扱いしないように、やっぱり均衡ある町政というものを私は望んでいるのです。

今回、申し上げたいのは、やっぱりいろんな国の政策であったり、補助金等も含めてですが、あると思います。そのことを、いわゆる国土交通省関係、あるいは観光振興事業だったりして、インバウンド受入環境整備高度化事業、トイレの高機能化及び洋式便器の整備というようなものもあるようです。それと、もう一つは、これは県のいわて県民計画2期のアクションプランというのがあるようです。総務課長、ご存じですよね、今、言ったこと。こういうのがあるのにもかかわらず、何でさっきのような答弁が出るのですか。もう少し前向きに検討する必要があると思うが、これは私の考えだけでしょうか、お答え願います。

議 長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、議員がおっしゃられたとおり、かつてトイレがあつて、今なくなつて、その代わりに、トイレを近くの近辺の店舗をお借りしているという実情といいますか、長島小学校の児童ですね、例えば。そういう状況も聞かれて、そういう状況を把握はしてございます。多かれ少なかれ、そういうトイレが必要である方がいらっしゃるというのを理解しております。

ただ、新たに造るというのは、先ほど財源等も含めて、いろいろ調べればございますけれども、やはり将来にわたって、この新たな施設として公共トイレを造つて維持していくとともに考えられるのですけれども、何かその、トイレを利用するということの、その目的を果たすということからすれば、別の方法もあり得るのかなということで検討を進めたいというふうに考えております。

具体的には、今、郵便局が全国でいろんな包括連携協定といったものを結んでいる中で、平泉町も、1つは、地域における協定の中で、地域の見守り活動といったような内容でも協定を結んでおりまして、さらに今後、長島地区に例えば窓口業務を郵便局が代行してやってくれるということについても、今後協議がなされるというふうなことを考えますと、例えばトイレも、長島郵便局さんのトイレを利用できるように、こう何というのですか、遠慮なしに、そういうことも考えられますので、ちょっと今、相手方にまだ協議をしていない中で、可能

性としてのお話となりますけれども、そういったことも考えながら、このやはり新たな施設整備ということになりますと、やはり一定数の人の流れであるとか、いろんな補助金を使うにしても、そういった要件等もございますので、そういったことは慎重に考えたいということですし、さらには、やはり答弁にございましたけれども、やはり地域の皆様のお考えといったこともお伺いしながら、町としてのこの、先ほど申し上げた代替案のようなものも踏まえながら検討していくことが必要であるというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、もう少し、ブレーキかけながらではなくて、前向きに検討してほしいなと願っていますので、よろしくお願ひしたいと、こういうことです。

それから、次は温泉、本年4月から値上げをされておりますが、お聞きをしたいのは、値上げ以前に買っていただいている入場券がありますよね。値上げをした、その差額というのはどうなっていますか、頂いている、頂いていない、どっちですか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

温泉の部分で、回数券というところになるのです、事前に買っていただいている12枚つづつあるものではございますけれども、それにつきましては差額は頂かないで、そのまま今、入っていただいているというところでございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

大変大振る舞いですね。この温泉関係は、どこでもいわゆるチケットを安いとき買って、値上がりしたその後は、差額はもらっているようです、よそでは。平泉はもう優秀な温泉ですから、それなくともいいよということだと思います。

それから、決算的、今、時期は決算ではありませんが、いずれ入館者数は減っていますということです。まだ4月に始まったばかりですから、今、聞くのもどうかとは思ったのですが、最初が肝心ですから、そのために聞いておりますが、いずれ人件費の非常に価格が大きいと思います。そう思っていますか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

健康福祉交流館に関しましては、ずっと議論をされているところでございまして、人件費の部分に関しましても、その課題の解消、いろいろそういった部分に関しましては、取り組みが必要であるというところは認識しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

どのように取り組むかは分かりませんが、私のこの見方は、これまでも言われてきましたが、人件費のかかり過ぎだというのは、再任用職員だったりをあそこに派遣をしていると。一般の皆さんに、それを職員として採用すれば、再任用職員よりは人件費が浮くだろうというふうに思いますが、それはありませんか。

議 長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

現状の温泉の職員でございますけれども、以前、臨時職員と言われていた者が今、10名ほど勤務しているというようなところでございまして、会計年度任用職員というふうになってございます。

運営の主体が直営でございますので、会計年度任用職員を配置して運営をしているというところではございますが、今までそういった運営の仕方に関しましては、やはりいろいろなご提案、または、指定管理の協議とか、そういったところもしているところではございますけれども、引き続き人件費の抑制策、そういったところに関しましては、引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、この温泉を維持するということは大変なことだと、それはご承知かと思います。平成20年あたりまでは黒字だったのです。その後、いわゆる人件費がかかり過ぎて、今ではもう3,000万何がしを一般会計から繰入れないと運営できないということになっていますが、このまんま行くと、施設はもう老朽化していると思うのです。その施設なりの改修だったり、あるいは機械設備も含めて、その時期が来ています。

そんなときに、今後どうするのか、非常に苦しい立場になるのではないかというように私は思っていますが、お隣に前係がいてにやにやしていますが、これ真面目なのですよ、分かりますか。そういう宝物をしようっているのです。今後、方向性は、やっぱりこれ町長に聞いたほうがいいのかな、町長これどうなるのでしょうか、この温泉問題。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

そういった課題も含めながら、料金改定をお願いして、そしてこの4月からスタートさせていただきました。いずれこの体制で、まずは中身を注視しながら、改善する部分が当然出てきますから、それをしっかりと精査しながら進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、何といいますか、負担の話なのですが、先ほどの一般質問の中にも若干入っている中もあります。子供たちのそういった部分では、未来ある子供たちをやはりしっかりと支えて、そして町の今後の未来を託すためにも、そういった支援をすべきだという議論もありました。それで、こうした交流施設も、実は町政を大きく運営する意味では、高齢者福祉のまた大きな原点の、平泉は一つです、全てではありませんけれども、一つのその一つになってしまいます。そのためにも、絶やすことなく、それをいい塩梅といえばちょっと失礼ですけれども、それをしっかりと補完しながら、経営としても、それがしっかりと支えていけるような体制をつくっていくのも、また大事なところだというふうに思っておりますので、今後もプロジェクトチームの中でも、また協議会の中でもしっかりと協議もしながら、また議会の皆様方にも提案させていただきながら、お力添えを賜りたいと思いますし、どうぞ皆さんで温泉を活用していただけるようにお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

この温泉も、建設するときから私も議会において、賛成した立場から、やっぱりこれは何とか、あまり負担が、一般財源からの負担がなくても運営できるようにしてほしいなという願いから質問していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなりました。

それでは、教育委員会ですが、つまり草や木、これの適正な方法でということですが、適正な方法ということはどのようなことを考えていますか、お伺いをしたいと、このように思います。

議 長（高橋拓生君）

高橋文化遺産センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

処分方法ということのご質問かというふうに思いますが、処分方法につきましては、いずれ放射能に汚染されている草木ということですので、関係機関との協議が必要となっているということになりますが、いずれ大変集積している刈草につきましては、もう古いものにつきましては堆肥化しておりますので、移動させてよいのかということも含めまして、自然還元等などの実情に合った処理方法について、今後適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ、あまり、何というかな、形のいいものではありませんので、ぜひきれいな形になるようによろしくお願ひしたいと思います。

時間いっぱいになりましたので、以上で私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時08分

---

議 長（高橋拓生君）

それでは、再開いたしたいと思います。

通告9番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告9番、日本共産党の三枚山光裕です。

2つの項目について質問いたします。

1つは、中山間地域等直接支払制度の第6期対策についてです。中山間地域等直接支払制度の第6期対策が始まりました。これまでの5期との相違点と町の対応について伺いたいと思います。

2つ目に、補聴器購入への補助について伺いたいと思います。社会参加や認知症予防を目的として、2024年12月現在で全国390自治体が補聴器購入費助成制度を実施しております。平泉町でも補聴器購入への補助制度の実施に踏み切るときだと思います。町の考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

中山間地域等直接支払制度の第6期対策についてのご質問がありました。

中山間地域等直接支払制度の第6期対策は、令和7年度から令和11年度までの5年間の活動となります。

これまでとの相違点につきましては、まず対象農用地が、今までの農振農用地区域内農用地のほか、目指すべき将来の農用地の利用を明確化する地域計画との調和を図るため、令和6年度に策定した地域計画区域内の農用地が加わっております。

次に、交付単価において、農業生産活動を継続するための活動に対し8割交付となる基礎単価と、その活動に加え、体制整備のための前向きな活動を行うことで10割交付となる体制整備単価がありますが、将来に向けて共同取組活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、この体制整備単価の要件として、ネットワーク化活動計画の作成が必要となっております。

次に、加算措置において、複数の集落協定間での活動のネットワーク化や統合、多様な組織等の活動への参画により、将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを推進するため、ネットワーク化加算が新設されております。さらに、スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた意欲的な取り組みを支援するため、スマート農業加算も新設されております。

国では、中山間地域等直接支払制度活用地域において、担い手及び事務担当者、リーダーの確保ができないといった人材不足により、活動体制が脆弱な小規模な集落協定を中心に、活動の継続ができず廃止する協定も増えてきていることから、第6期対策では、将来に向けて活動が継続できる体制づくりを進めるため、これまで進めてきた集落協定の統合による広域化に加え、まずは集落協定間で可能な取り組みから連携していただくネットワーク化や、多様な組織等の参画を推進することとしております。

町での中山間地域における対応としましては、高齢化に伴う担い手不足、農地荒廃などの課題解決に向けて、国の支援策とともに、地域住民と連携しながら協働的な取り組みを行い、引き続き農地の保全に努めてまいります。

続いて、補聴器購入への補助についてのご質問がありました。

近年の研究では、加齢性の難聴により、認知症や鬱のリスクを高めることが分かってきており、社会参加や認知症予防を目的として、高齢者の補聴器購入に係る費用助成を実施する自治体が全国的に増えてきていることは承知しております。

本町においては、難聴の要因となる生活習慣病対策や社会的孤立の予防に努めるほか、障害者総合支援法に定める補装具として、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方や難病の方を対象に、国の補助制度により対応しているところであります。

現時点では、町独自の助成制度の創設は予定しておりません。しかしながら、身体障害者手帳の取得に至らない難聴により、生活のしづらさを感じている高齢者もいると考えますので、厚生労働省が推奨する耳の健康チェックも活用しながら、広く加齢性難聴についての正しい知識の普及を図るとともに、必要に応じて専門医の受診を勧奨するなど、高齢者の社会参加や認知症予防につながる取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

5期との相違点については、簡単に言えば、対象農地の問題、それから単価、8割交付と10割交付というのがあります。特にこの10割の点では体制整備というのがあって、ネットワーク化というのが、そのためには作成、そういうことが必要になってくるということで、5期の対策の評価というのがされましたけれども、市町村の意向、これを踏まえて、人口減少とか、高齢化で共同作業の維持が困難になっているとか、そういうことを含めて、今度、6期では変わった点だと思います。具体的なこととしては、人口減少、高齢化で、そういったところが

リーダー不足、事務処理、こういったところなども一緒にやれると、協働してやれるということが入っているようあります。

それですけれども、この6期のシステムに不具合があるというふうにお聞きしました。まず最初に、このシステムの、県のシステムでしょうか、この不具合への状況と対応について伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

申し訳ございませんが、システムの不具合といった情報は得ておりません。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私も直前に聞いたということもありましたので、それはまた追ってというふうにです。

まず最初は、なぜこの質問をしたかという点についてであります。この間、6期協定の説明されてきたと思うのですが、やはり農家に不安があるのでないかと心配したからであります。その点については追って述べます。まず、その前に幾つかお聞きしたいと思います。

まず、6期から中山間地組織、5期から変わってですけれども、抜ける意向、そのそういう考え方の農家ですが、減少する農家、あるいはその面積というのはどういうふうになっているか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在、集落協定のほうに要望調査というものを行っておりまして、来週までに提出していたくというようなことになっておりますけれども、その状況が来てからという話にはなるのですけれども、実は昨年の11月にも第1回の要望調査というふうなことを行っておりまして、その段階で言いますと、面積では421ヘクタールから403.6ヘクタールに減るということで、トータルで17.4ヘクタールぐらいが減るだろうというような第1回目の調査の結果にはなっております。今現在、第2回目の要望調査を行っておるところでございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、6期対策の農家の受け止めというのはどうだったのでしょうか。「これ大変だな」とか、「できる」とか「できない」とか、そういった農家の今回の説明の中での意見というのはどうだったでしょうか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

様々なご意見はあったかというふうに思います。中でも、やっぱり高齢、体が動かないといったことで続けられないといったような方が多いというような状況であるということを、集落の協定の代表の方からはそういうお話をいただいているというような状況でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

やっぱり近隣の話を伺う中で、私のほうにも電話が来まして、6期になつたらどうなるのだということもありました。もともとを言うと、実は近隣の市ですけれども、6期対策の説明の中で、中山間地域等直接支払制度についてという資料が、これホームページにその資料は載っておりますけれども、こういう資料ですけれども、その中で、交付の対象となり得る農地というところが有りまして、もともとは平成12年ですか、始まってから基本的に変わっていないのだと思うのですけれども、その大本はです。農地を耕作する意思を持ち、少し飛んで、資力の維持向上のための取り組みとは、具体的には耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布が該当し、草刈りだけを行う農地は維持管理農地には当たりませんと、わざわざ黄色でマーキングしてやっているのです。私もこれびっくりしました。

そういったことから、当町としては、どういうふうになっているのかということで、この市では、農家の中では、いわゆる従来どおりの農地の管理では駄目と認識して、6期対策では中山間組織から離脱するという農家も少なからずあると聞きました。先ほど言った、この制度が平成12年4月始まりまして、基本的には当初から決まっているということで、6期で多少その仕組みといいますか、いろんなところが変わってきたわけですけれども、ルールといえばルールということなのですが、隣の市とはいえ、あまりにもこれは機械的といいますか、しゃくし定規的だなと思ったし、こうなれば、これは農家は、これは大変だとなって6期からやめるという状況になったのではないかなというふうに思います。

そこで、確認したいのは、平泉町としては、どんな説明をしてきたのかということを聞きたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

農地の維持管理方法という部分でだというふうに思いますけれども、その部分につきましては、当初からの変更という、この6期になつたからといったような変更はございません。こちらのほうでも、今までどおりの活動をしていただいて、ほぼといいますか、ほとんどが耕作されている農地ではあるのですけれども、調整水田のような耕作されていないような農地も対象になっているわけですけれども、その農地につきましても、すぐに耕作できる状況、状態かどうかというところを年1回確認をしておりまして、それで対象農地として認めているというようなところでございます。いずれ6期対策になつたからといって、そのように変更したとい

うことではございません。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この5期対策ですけれども、農林水産省が第三者委員会で議論の上に、5期対策の評価というのをまとめています。最終評価のポイントというのは、協定における各種活動の実施状況という点についてですけれども、これは活動が適切に行われているという評価がありました。それから、この制度の実施効果という項目がありまして、この制度によって、8.4万ヘクタールの農地の減少が防止されたというふうにここでは述べています。面積でいえば福岡県が7.8万ヘクタール、埼玉が7.3万ヘクタール、こういう一つの県に相当する面積が保持されたと、守られたと、農地としてということだと思うのです。それで、今後、もう一つ評価の中には、では、この5期終わって、今後、新しい6期ですけれども、どうするかということも、もちろん評価の中にはあって、それがさっき冒頭に私も言いましたけれども、いろいろネットワーク化ということになったわけです。

それで、言わばこの結論というのは、5期のやり方で言わばよかったですということありますから、課長答弁されたように、これまでのやり方でよしとするということだったと思います。

加えて言えば、この平成12年、今、最終改正ということで令和7年ということになっているわけですけれども、中山間地域等直接支払交付金実施要領、そして、その要旨かな、運用というのがあります。これは、特に実施要領は農林水産事務次官依命通知と言うのかな、ということ、言わば大臣からの、農林水産事務方トップの事務次官、そして職員等に出す文書の中でも、言わば先ほどのある市の、草刈りだけでは駄目ですよということはないわけです、もうそもそも。要は、農地としてのり面管理、草刈り、崩壊防止、こういうことをやっていければいいですよと、簡単に言えばそういうわけありますので、そういう立場で今後とも取り組んでいただければ、この問題は、そうだという答弁でしたので、いいのでありました。

いずれ農林水産大臣も、米の増産と言っていますし、農業政策の見直し、あるいは予算も増やすというふうな答弁も、衆議院、参議院のほうでもされているようです。したがって、農地が必要であり、直ちに耕作させ、または作物を作れないとしても、農地が管理される必要がありますと。引き続き、5期対策を踏まえた取り組みを進めてほしいと思いますけれども、改めいかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

各集落協定の中では、やはり継続するのが難しいといったところの中にはありますので、今後、ほかの集落と連携を模索しながら継続していっていただけるように、そういった取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

本当に米不足だ、あるいは何か農協が攻撃の矢面に立っている、3割しか農協扱っていないのに、米価が高いのは農協の責任だみたいなマスコミ報道もあって、私も本当に日々テレビを見るたびにどうなっているのだということで、大いにこうやって頑張っている、年を重ねても農家、農民の方がいるわけですから、そういう柔軟で、本当に農地を守っていく農業、食料自給率を高めていくという立場で取り組んでほしいと思います。

次に移りたいと思います。補聴器購入についてであります。

答弁の中では、この加齢性難聴で鬱のリスクを高めることが分かってきたと述べていました。2023年、令和5年3月の議会、私、一昨年ですけれども、補聴器購入の補助を求めて質問いたしました。当時も、今日の答弁もそうでした。補聴器の助成は考えていないと。理由として、エビデンスの問題、財政の問題、そして近隣市町村の状況という、この3つだったと思います。

そこで、まずエビデンスについて認識を伺いたいと思います。検証ということなのだと思いますけれども、補聴器を使用することで認知症を予防できるかについて、まだはっきりとした研究の公表がないという答弁が当時ありました。この点について、今の認識を伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

補聴器の利用と認知症の関係というところでございますが、厚生労働省のホームページのほうにも、耳の聞こえにくさに関するところで、耳が聞こえなくなってくる、その難聴の影響というところでは、社会的に孤立し、鬱状態に陥ることもあると。それが認知機能に影響をもたらす可能性もあるといったことが挙げられております。その上で、補聴器を使うことによって、そういった認知症や鬱を予防することが可能となる方もいらっしゃるのではないかと承知しているところでございます。

ただ、補聴器に関しては、現在、障害者総合支援法のほうの補装具として、聴覚障害で身体障害者手帳の交付を受けることも可能となっております。そういう面で、まず耳の聞こえに課題のある高齢者の方がいらっしゃる場合には、まず専門医の受診を勧奨しまして、必要な手帳が必要な方なのかどうかというところを確認していただくというところを勧めることが必要かと感じております。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

今も少しありましたし、最初の答弁の中でも、鬱のリスクを高めることが分かってきたとい

うように述べていますので、そういう点では、これは一定程度そういうふうに効果があるのだということは、それで、以前もこれは一昨年の質問でも使ったデータといいますか、国立長寿医療研究センターの研究データ、前回とは違うのですけれども、このデータがありました。大体25デシベルを超えると難聴だと、そして、さらにその数値が40デシベルを超えると日常生活で支障が出始めるということあります。40デシベルを超えて日常生活で支障を来している人というのは、70代男性で5人に1人、女性は少なくて10人に1人だということだそうあります。

そして、先ほどの答弁にもありましたけれども、いずれこの間の調査で、補聴器を使うことによって、こういった人間のいろいろな機能というのかな、実際は、この研究の中では、知的な能力の機能とか、一般的に物忘れとか、そういういろいろ調査の項目はあるのですけれども、いずれ補聴器をつけたことによって、知的な能力というのは衰えが緩くなるということです。そして、一方で、世界的にはいろんな研究があって、それだけではないよというふうのもある。ただ、事実としては、補聴器を使うことによって、知識の衰えを防ぐ効果があったというふうに結論づけています。だから、それが事実、一つの。同時に、言わばメカニズムというのですか、人間の耳の、その中で解明がされる、言わばその一方で、効果は本当にあるのかなというのもあるのだろうというふうに思います。

そこでそうなると、補聴器の効果というのは少なくとも一定程度、そういうふうに効果が出てるという方もいるわけです。だからこそ、補聴器をぜひとも財政的な仕組みもつくって、つけることが大事だというふうに思ったわけです。財源問題と、さっき言ったようにありました。実際は、ではどういうふうに検討したかは分かりませんけれども、どのぐらい予算がかかって、財政的な問題があると言ったのか、どういうふうに考えているか伺います。

議 長（高橋拓生君）

菅野保健センター所長。

保健センター所長（菅野文子君）

補聴器購入に係る財政的な面での検討というところでございますが、令和7年5月末時点で、岩手県内では9つの自治体で補聴器購入の費用助成をしているようでございます。

幾つか助成の状況というのを記載している自治体があるのでけれども、参考までに、九戸村では、40デシベル以上、身体障害者手帳の対象でない方というところで、費用の助成をしているようでございますが、そちらのほうでは令和4年度9件ということで、助成金額は65万円となっているところでございます。補聴器につきましても、いろいろなタイプのものがありますので、高度難聴用であるとか、その中でもポケット型であるとか、耳かけ式であるとか様々なタイプがございますが、そちらのほうの該当になる方に対しましては、原則9割を助成するというふうな形で助成をしているようでございます。

ほかの自治体につきましても、様々ではございますが、費用の助成をしている団体につきましては、対象となる補聴器の9割程度を助成しているようでございます。

いずれにしても、補聴器を必要とする方が身体障害者手帳を取得していない方でも利用している方が一定数いるということは把握しているところでございます。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

陸前高田市の例ですけれども、通常は2万円の補助、非課税世帯が4万円ということで、認定技術者のいる補聴器販売店、医師の診断が必要、大体こういうふうに要件なっていると。年に十数件ということで、予算は30万円程度と言っていました。陸前高田市は1万7,000人ぐらい、そこより平泉町は3分の1くらいかなということになると思うのですけれども、そんな予算規模は大きくないわけですね。

いずれ、そういう点で、以前にも幾らかからスタートするかと、これ考えがあるの、予算がですよ。同時に、近隣市町村もということがありましたので、通告の中でもしていましたけれども、これは昨年の12月現在で、一般社団法人日本補聴器販売店協会の調査でしたが、全国1,700余りの市区町村のうちで、今はもう390自治体になっていると。岩手県9つは私も分かるのですが、今、11という話も聞きました、県内はですね。それで、2023年の1年前の調査だと238自治体でしたので、1年間で152自治体も増えているということで、今、広がりを見せています。こういう点でも、やはり他町村に後れを取らないで実施をしてほしいなと思いました。

ここまででは、難聴が認知症にという、私のこれまでの質問でしたけれども、ここから問題提起といいますか、新たにこういった点も考えてほしいということでお話をしたいと思います。

今、町の多くの取り組み、町が進める主体とか、あるいは事業、東下りなども含めてそうなのでしょうけれども、あるいは多くの集落、自治会、まちづくり、その役割を担っているのが年長者、いわゆる高齢者ということになると思うのです。高齢化というのは、健康、視聴覚も含め、言わば老いとの戦いということになるわけありますけれども、聴覚の障害が他人との接触を抑制することになり、認知症のリスクが高まるというのはずっと言ってきたけれども、そのことは、個人としては聞こえる聞こえないということになるわけで、そこにとどまらないで、長い人生を送ってきた方が、まちづくり、地域づくりの中心になっているという現状を考えれば、この方々が補聴器のを購入する、つける、その支援の制度をつくるということでは、まちづくり、地域づくりにとっても重要なことではないかなということで、その辺も大いに検討する上で重要なこの意味合いというところを考えていきたいというのが、その提起であります。

もちろん聴覚の問題、難聴の問題に限らず、あらゆる面で年を重ねた方々の健康を守り、生き生きと生活を送ってもらえるような手だて、当然制度が必要なわけであります。そういう地域づくりにとって、まちづくりにとって重要な、聞こえの問題ということなのだということを、その点について、いかが考えるか伺いたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

当然、三枚山議員のおっしゃることは、そのとおりだというふうに思います。検討するという以前に、今の提案あった内容をしっかり精査しながら考えさせていただきます。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

わざわざ町長からも答弁をいただきました。私以外の議員も、補聴器のことについては取り上げてきましたし、私もさっき申し上げたとおり、どちらかというと認知症という角度からでありますけれども、やっぱりその範囲にとどまらないということで、町長の答弁も私もしっかりと受け止めながら、引き続き、こうした問題でも取り組みを強めていただくことを願いまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

---

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は12日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時41分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 小塙寺 享

同 千 葉 多嘉男